

福岡医発第 376 号 (地)
令和 5 年 5 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の外来対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の外来医療体制については、これまで新型コロナ患者の診療に対応してきた医療機関に加えて、対応していなかった医療機関も含めて幅広い医療機関が新型コロナ診療に対応する体制へ移行していくことを基本とし、本県における位置づけ変更後の対応について診療・検査医療機関（別添 1）及びその他（未指定）の医療機関（別添 2）に通知した旨、福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

特に未指定の医療機関に対しては、今後「福岡県外来対応医療機関（旧称：診療・検査医療機関）」の指定を受けた上で、発熱外来への対応に協力を依頼されるとともに、その対応の可否について調査（以下、「発熱外来調査」）が実施されております。

つきましては、位置づけ変更後の対応の概要は下記のとおりですので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本会ホームページに 5 月 8 日以降の対応に関する情報を掲載予定であり、医療機関間の入院調整に活用するコロナ患者の入院受入医療機関一覧（別添 3）については、会員専用ページに掲載予定としております。

また、別添の位置づけ変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（別添 4）を取りまとめましたので、本会ホームページ並びに県医報 5 月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

記

【外来対応医療機関の指定について】

○ 発熱患者等の診療や検査を行う医療機関について、これまでの「福岡県診療・検査医療機関」から名称変更し、5 月 8 日以降は「福岡県外来対応医療機関」として指定されること。

※ 指定要件については、別添 1（P 2「外来対応医療機関の指定に係る位置づけ変更後の対応について」の「2. 外来対応医療機関の新規指定について」）をご参照ください。

※ 新たに外来対応医療機関の指定を受けることを希望する医療機関については、別添「福岡県外来対応医療機関の指定申請書及び変更届」を県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（企画第1班）へ提出してください（提出方法は、別添2を参照ください）。

※ 現在、「診療・検査医療機関」に指定されている医療機関については、名称変更に伴う新たな事務は発生しませんが、指定内容に変更が生じる場合は、同「指定申請書及び変更届」を提出してください。

なお、現在の指定内容については、県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html>）をご確認ください。

【入院調整について】

- 新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関でコロナ患者を受け入れ、入院調整は医療機関間で行う自律的な通常の体制に移行すること。
- 医療機関間における入院調整時には、県行政より、県内のすべての病院、コロナ患者の入院受け入れを行う有床診療所、及び外来対応医療機関に対して共有される「コロナ患者の入院受入医療機関一覧（別添3）」を活用いただきたいこと。

なお、「医療機関等情報支援システム（G-M I S）」では、入院受入医療機関における入院中の新型コロナウイルス患者数や受入可能病床数等が確認できるため、合わせて活用いただきたいこと。

【G-M I Sについて（別添5）】

- 厚生労働省では、本年5月8日以降も、感染状況等に応じた体制が適切に確保されているか、また各医療機関における負荷及び移行状況を確認するため、新型コロナの外来及び入院対応を行う医療機関に対して、引き続きG-M I Sへの入力を求めていること。
- 外来対応医療機関においては、日次報告として、診療日の翌13時までに発熱患者等の数、検査実施（検体採取）総人数及び自院で入院調整を行った件数を入力すること。また、週次報告として、毎週水曜日13時までに外来ひっ迫状況について入力すること。

【添付資料】

- 別添1 感染症法上の位置づけ変更後の対応について（福岡県外来対応医療機関宛て）
- 別添2 福岡県外来対応医療機関（旧称：診療・検査医療機関）の指定に係る感染症法上の位置づけ変更後の対応について（診療・検査医療機関以外の医療機関宛て）
- 別添3 コロナ患者の入院受け入れ実施医療機関一覧の送付について
- 別添4 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
- 別添5 新型コロナウイルス感染症患者に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-M I S）への入力等について

公印省略

5疾病第1002号
令和5年5月1日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部)

感染症法上の位置づけ変更後の対応について（依頼）

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、県内の関係医療機関に対して、別添のとおり依頼しましたので、お知らせします。

【問い合わせ】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
企画第1班 黒木

TEL：092-643-3609

E-mail：corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

公印省略

5 疾病第 1002 号
令和 5 年 5 月 1 日

福岡県外来対応医療機関 管理者 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

感染症法上の位置づけ変更後の対応について（依頼）

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（情報提供）」（令和 5 年 1 月 27 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のとおり、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとされています。

つきましては、下記送付資料を御確認の上、位置づけ変更後も引き続き、発熱外来への御対応、御協力お願いいたします

記

送付資料

- (1) 感染症法上の位置づけ変更後の対応について
- (2) 外来対応医療機関の指定申請書及び変更届
- (3) 厚生労働省リーフレット
- (4) G-MIS への入力等について

【問い合わせ先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
担 当：企画第 1 班 黒木、平野、山下
T E L：092-643-3609
F A X：092-643-3698
E-mail:corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

感染症法上の位置づけ変更後の対応について

1 診療・検査医療機関の名称等の変更について

(1) 名称の変更について

県では、発熱の症状があるなど、新型コロナウイルスの感染疑いのある方が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において適切に診療・検査を受けられるよう、発熱患者等の診療や検査を行う医療機関を「福岡県診療・検査医療機関」に、指定しております。

5月8日以降においては、名称を「福岡県外来対応医療機関」に変更します。

※名称変更に伴う、新たな事務手続きは発生しませんので、予めお知らせします。

(2) 「外来対応医療機関の指定申請書及び変更届」の様式の変更について

① 指定内容の変更について、以下の内容を修正しています。

(ア) 診療・検査の対象者の変更

(イ) ゾコーバの投与の可否追加

(ウ) 公表にあたっての特記事項の一部削除

② 指定要件の変更について、公費負担の支援の終了及び診療・検査医療機関の名称変更等が示されたことにより、以下のとおり変更しています。

改正前	改正後
① 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り導線が分けられており、発熱患者等専用の診察室（時間的又は空間的分離を行うこと、プレハブ・簡易テント・駐車場等での診療含む）を設けること。	① 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、 <u>時間的又は空間的分離を行い</u> 、可能な限り導線を分け <u>（削除）</u> ること。
② 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。	（変更なし）
③ 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。	③ 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を <u>民間検査機関</u> 等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
④ 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき、県・保健所設置市（以下「県等」という。）と行政検査の委託契約を締結していること。	<u>（削除）</u>
⑤ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。	<u>（削除）</u>

改正前	改正後
⑥ 診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（診療・検査医療機関の名称や診療・検査の内容等）を県に報告し、県は、県等、保健所、地域の医療機関間等で情報共有すること。	④ <u>外来対応医療機関</u> の管理者（代理の者）は、診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（ <u>外来対応医療機関</u> の名称や診療・検査の内容等）を県に報告し、県は、 <u>県及び保健所設置市</u> 、保健所、地域の医療機関間等で情報共有すること。
⑦ ⑥で報告した範囲で、保健所や他の医療機関から案内を受けた患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。	⑤ ④で報告した範囲で、保健所や他の医療機関から案内を受けた患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
⑧ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、かかりつけの患者に対して、院内掲示等を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すこと。	<u>（削除）</u>
⑨ 診療・検査医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについて、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。	<u>（削除）</u>
⑩ 診療・検査医療機関として指定されている期間中は、G-MIS に受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。	⑥ <u>外来対応医療機関</u> として指定されている期間中は、G-MIS に受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MIS の ID <u>付与</u> を国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。
⑪ 診療・検査医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。（なお、県から医療機関 ID が付与され、HER-SYS への入力・届出が可能となるまでは、この限りではない。）	<u>（削除）</u>

2 今後の入院調整について

(1) コロナ患者の入院受入を実施する医療機関の一覧等の共有について

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、幅広い医療機関でコロナ患者を受け入れ、入院調整は、医療機関間で行う自律的な通常の体制になります。

このため、コロナ患者の入院受入を実施する医療機関の一覧について、取りまとめ次第、コロナ患者に対応する医療機関に対し、共有させていただきますので、入院調整の際に御活用ください。

また、5類移行に伴う入院受入体制の整備を促すため、9月末までを移行期間とし、移行期間中の感染拡大による医療のひっ迫に備え、コロナ患者を受け入れるため空床にしておく病床（以下、「確保病床」という。）を持つ医療機関を確保しています。具体的な確保内容としては、症状悪化時に入院できる病床（中等症Ⅱ（呼吸不全あり、酸素投与が必要）以上）を9月末まで、軽症・中等症Ⅰの患者にも対応する病床を7月末まで確保することとしています。

なお、コロナ患者用の確保病床を持つ医療機関の一覧について、コロナ患者の入院受入を実施する医療機関の一覧とあわせて、後日共有させていただきます。

(2) G-MIS の活用について

本県における入院調整体制の環境整備として医療機関間での連携を図ることを目的に医療機関等情報支援システム（G-MIS）の活用を推進しております。

G-MIS では、登録いただいている医療機関の空床情報等を確認することができ、効率的な入院調整が可能となりますので、ご活用願います。

また、G-MIS への入力については、位置づけ変更後も、各医療機関における負荷状況等を確認するため、G-MIS への入力を継続することになっておりますので、送付資料（4）を御確認の上、入力について御協力をお願いいたします。

3 診療報酬上の特例について

標記については、以下の資料を御参照ください。

① 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び上記事務連絡に係る疑義解釈（令和5年4月17日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）

② 送付資料（3）厚生労働省リーフレット「位置づけ変更に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて」

4 医療機関名等の公表と受入患者の限定について

現在、県ホームページで公表していない医療機関におかれましては、一部の医療機関への患者の集中を防ぎ、発熱患者等がより円滑に医療機関を受診できるよう、公表について再度御検討をお願いします。

また、5月8日以降、上記診療報酬の事務連絡でも示されているとおり、受入患者を限定しない形に8月末までに移行することを評価する仕組みとなっていることから、患者を限定しない体制で御対応いただきますようお願いいたします。

(指定要件)

1	発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、時間的又は空間的分離を行い、可能な限り導線を分けること。
2	医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
3	必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を民間検査機関等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
4	外来対応医療機関の管理者（代理の者）は、診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（外来対応医療機関の名称や診療・検査の内容等）を県に報告し、県は、県及び保健所設置市、保健所、地域の医療機関間等で情報共有すること。
5	4で報告した範囲で、保健所や他の医療機関から案内を受けた患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
6	外来対応医療機関として指定されている期間中は、G-MISに受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MISのID付与を国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。

【提出先】

(郵送の場合)

〒812-8577（福岡県福岡市博多区東公園7-7）

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画第1班

(メール・FAXの場合)

E-mail : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

FAX : 092-643-3698

※本ページの提出は不要です。

※申請書の提出後、福岡県外来対応医療機関の指定及び県ホームページへの掲載には日数を要しますので、予め御了承ください。

申請日： 年 月 日

福岡県外来対応医療機関の指定申請書及び変更届

届出区分 (該当するものをチェック)	☐ 新規申請 ☐ 変更届 (変更日： 年 月 日)
-----------------------	---

I 基本情報を記入してください。

※変更の場合もI～Vの項目について、すべて記載してください。

1 医療機関名			
2 郵便番号			
3 住所			
4 電話番号			
5 保険医療機関番号 (医療機関コード)			
6 代表者氏名			
7 担当部署		担当者名	
8 連絡先メールアドレス			
9 FAX番号			
10 医師会加入 (いずれかにチェック)	☐ 加入 ☐ 未加入		

II 外来における診療・検査の内容を記載してください。(該当するものに○)

11 診療・検査の対象者		かかりつけ患者以外の対応 ※受診・相談センター(県、保健所設置市のコールセンター及び保健所)や他の医療機関から案内を受けた患者も対応
12		6歳未満の小児
13 診療・検査の実施内容		診療(必須)
		PCR検査
		抗原定量検査
		抗原定性検査
14 経口抗ウイルス薬の投与の可否		ラゲプリオ又はパキロビッドの投与可
		ゾコーバの投与可
15 対応可能な言語	☐ 英語 其他()	
16 電話・オンライン診療等の対応可否		電話・オンライン診療可
	(1)公表にあたっての特記事項がある場合は、下記に記載してください。 記載例：「電話診療のみ、初診から対応可、自宅療養者のみ対象」、 「電話・オンライン診療可、再診のみ可」	

Ⅲ 診療・検査の対応時間を記載してください。

17	診療・検査対応時間 (例 9:00～12:30)	曜日	月	火	水	木	金	土	日	
		午前								
		午後								

IV 県ホームページへの公表（該当するものに○）

県ホームページでの公表可否	県ホームページでの公表可	
	※一部の医療機関への患者の集中を防ぎ、発熱患者等がより円滑に医療機関を受診できるよう、原則公表とします。どうしても難しい場合を除き、御協力ください。 (1)公表にあたっての特記事項がある場合は、下記に記載してください。 ①選定療養費の支払いを求めるため、 県ホームページにてその旨の公表を希望 ②その他特記事項 { ※1「かかりつけ患者以外も対応」が「○」出ない場合、公表の際は、「かかりつけ患者のみ対応」と表記します。 ※「受診前に必ず電話相談すること」は、全ての医療機関に共通することであり、HPやリスト上で案内していることから、それ以外の特記事項があれば記載してください。	
	県ホームページでの公表不可	※公表の可否は、外来対応医療機関の指定に影響ありません。 ※公表不可の場合でも、関係者（県等、保健所、医師会、地域の医療機関ほか必要と認められる機関）内で情報共有させていただきます。 <u>今後の参考とするため、差し支えなければ、理由を記載してください。</u> 理由 {

V 指定要件の確認 (要件を満たしていることを確認し、□にチェックを入れてください)

別紙の指定要件を確認し、すべて満たしていることを確認しました。 □

＜公表イメージ＞

■ 欄外に「対症」の字がある（公衆の承認を得た医療機関のみ） ★★受験前に必ず目録を確認してください★★

令和05年02月22日時点

(※1) 「かかりつけ患者のみ対応」の欄が○の場合、かかりつけ患者の方以外の当該病院に対するお問い合わせは、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

(※2) 「小児対応」の欄が○の場合は、6歳未満のお子様の対応が可能な医療機関です。

(※3) 経口抗ウイルス薬とは、重症化を防ぐお薬です。陽性と判明された後、医師の判断によって処方されます。

ラゲゾリオ及びパキロビッド：高齢など重症化リスクを有する軽症から中等症1の患者のうち、医師が必要と認める場合に処方されます。

ゾコーバ：12歳以上の軽症から中等症¹の患者のうち、医師が必要と認める場合に処方されます。

地域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	かかりつけ患者の対応 (※1)	診療	検査	小児対応 (※2)	患者向け特記事項	経口抗ウイルス薬の投与 の可否(※3)	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日		日曜日		対応できない 外国籍	
											ラゲブリア 又はパキロ ビッド	ゾコバ	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後		午前
福岡	福岡市	市民医療	福岡県福岡市中央区	092-281-1111	○	○	○		かかりつけ患者のみが対象	○	11:00	16:00	11:00	16:00	11:00		11:00	16:00	11:00	16:00						
											12:00	17:00	12:00	17:00	12:00		12:00	17:00	12:00	17:00						
											8:30	15:30	8:30	15:30	8:30	15:30		8:30	15:30			8:30				
											～	～	～	～	～	～		～	～			～				
北九州	北九州市	三井物産	福岡県北九州市市北区	093-822-1111	○	○	○			○	12:00	18:00	12:00	18:00	12:00	18:00			12:00	18:00			12:30			
											8:30	15:30	8:30	15:30	8:30	15:30		8:30	15:30							
											～	～	～	～	～	～		～	～			～				
											12:00	18:00	12:00	18:00	12:00	18:00		12:00	18:00			12:30				

(指定要件)

1	発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、時間的又は空間的分離を行い、可能な限り導線を分けること。
2	医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
3	必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を民間検査機関等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
4	外来対応医療機関の管理者（代理の者）は、診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（外来対応医療機関の名称や診療・検査の内容等）を県に報告し、県は、県及び保健所設置市、保健所、地域の医療機関間で情報共有すること。
5	4で報告した範囲で、保健所や他の医療機関から案内を受けた患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
6	外来対応医療機関として指定されている期間中は、G-MISに受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MISのID付与を国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。

【提出先】

(郵送の場合)

〒812-8577（福岡県福岡市博多区東公園7-7）

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画第1班

(メール・FAXの場合)

E-mail : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

FAX : 092-643-3698

※本ページの提出は不要です。

※申請書の提出後、福岡県外来対応医療機関の指定及び県ホームページへの掲載には日数を要しますので、予め御了承ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

(医療機関向けのリーフレット)

- 新型コロナウイルス感染症については、5月8日からの感染症法上の位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関で診療に当たっていただくことができる環境を整備することが重要です。
- このため、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、各医療機関で年間を通じて必要な備えを行っていただくため、医療機関における**感染対策の見直し**や、感染対策に必要なとなる**設備整備や个人防护具の確保等の支援**を継続して行うこととしています。
- 今般、ご対応いただく各医療機関向けに、**感染対策や診療方針に関するリーフレット**を作成いたしましたので、ご活用ください。

<今回発出するリーフレット>

- 治療について
- 院内感染対策について①
- 院内感染対策について②
- 医療機関におけるマスク・面会について
- 体調に異変を感じたら（国民の皆様への周知）

- 今後、以下のリーフレットも順次発出予定です。
 - 医療従事者の療養期間の取扱い
 - 設備整備等への支援措置
 - 診療報酬上の特例措置
 - オンライン診療・服薬指導
 - 応招義務

軽症患者における抗ウイルス薬選択の考え方

- 軽症患者では、**抗ウイルス薬などの特別な治療によらずとも自然に軽快することが多く**、その場合には経過観察のみ、または解熱鎮痛薬や鎮咳薬などの対症療法を必要に応じて行います。
- 初診時に、酸素飽和度を含めたバイタルサイン、発病から何日経過しているか、症状は軽快しているか、年齢・基礎疾患（重症化リスク因子）、ワクチン接種歴などを確認しましょう。
- 診察時は軽症と判断されても、発症2週目までに急速に症状が進行することがあり、高齢者では衰弱の進行、細菌性肺炎や誤嚥性肺炎の合併、せん妄などが出現し、入院治療が必要となることもあります（軽症から、中等症I/IIまたは重症への移行）。高齢以外の重症化のリスク因子のある方も、入院治療が必要となることがあるので注意しましょう。
- 発症から5日以内、かつ重症化リスクが高く病状の進行が予測される場合には、抗ウイルス薬（レムデシビル（ベクルリー点滴静注用）、モルヌピラビル（商品名：ラゲブリオカプセル）、ニルマトレルビル／リトナビル（商品名：パキロビッドパック））の投与が考慮されます。
- 発症から3日以内、かつ重症化リスク因子がなく、発熱、咽頭痛、咳などの症状が強い患者には、エンシトレルビル（商品名：ゾコーバ錠）の投与も考慮されます。
- 4剤の抗ウイルス薬のうちどれを選択するかは、**発症からの日数と重症化リスク因子の有無に加えて、妊娠の有無、腎機能、常用薬、点滴可能かどうか、変異株の流行状況をみて判断しましょう**（下記の【参考】軽症から中等症Iの患者に対する薬物療法の考え方を参照）。

【参考】軽症から中等症Iの患者に対する薬物療法の考え方

薬剤選択において考慮すべき点	
地域で流行している変異株	中和抗体薬の有効性に影響する（有効性は試験管内レベルの実験結果で判断されることが多い） 2022年12月現在、オミクロンに対して、中和抗体薬（日本国内で入手可能な製剤）の有効性は減弱している
点滴治療が可能か	レムデシビルは点滴投与が3～5日間必要である
常用薬があるか	ニルマトレルビル／リトナビルやエンシトレルビルは、相互作用のある薬剤が多い
腎機能障害があるか	レムデシビル、ニルマトレルビル／リトナビルは、腎機能障害がある場合、減量または投与を避ける必要がある
妊娠をしているか	モルヌピラビルやエンシトレルビルは催奇形性の懸念があり、妊婦または妊娠している可能性のある女性には禁忌

図4-1 重症度別マネジメントのまとめ

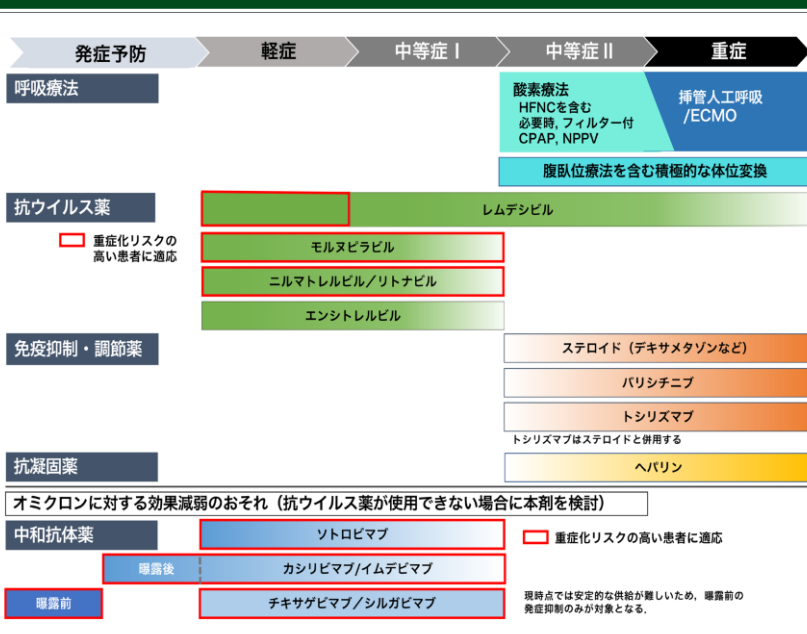


表2-1 主な重症化のリスク因子

・65歳以上の高齢者 ・悪性腫瘍 ・慢性呼吸器疾患（COPDなど） ・慢性腎臓病 ・糖尿病	・高血圧 ・脂質異常症 ・心血管疾患 ・脳血管疾患 ・肥満（BMI 30以上） ・喫煙
・固形臓器移植後の免疫不全 ・妊娠後半期 ・免疫抑制・調節薬の使用 ・HIV感染症（特にCD4 <200/μL）	

詳細は下記診療の手引き第9版をご確認ください。



新型コロナウイルス感染症
診療の手引き第9版

・重症度は発症からの日数、ワクチン接種歴、重症化リスク因子、合併症などを考慮して、繰り返し評価を行うことが重要である。
・個々の患者の治療は、基礎疾患や合併症、患者の意思、地域の医療体制などを加味した上で個別に判断する。
・薬物療法はCOVID-19やその合併症を適応症として日本国内で承認されている薬剤のみを記載した。詳細な使用法は、「5 薬物療法」および添付文章などを参照すること。

■ 新型コロナウイルス感染症の患者・疑い患者を診療する場合の感染対策は 学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ効率性も考慮した対応をお願いします。

新型コロナ患者・疑い患者診療時の个人防护具の選択について（入院・外来共通）

1. サージカルマスク：常に着用

（交換は汚染した場合や勤務終了時等）

2. ゴーグル・フェイスシールド：

飛沫曝露のリスクがある場合(※1)に装着

（交換はサージカルマスクと同様）

(※1) 患者がマスクの着用ができない場合、
近い距離での処置、検体採取時等

3. 手袋とガウン：患者および患者周囲

の汚染箇所に直接接触する可能性が

ある場合に装着（患者および患者周囲の

汚染箇所に直接接触しない場合は不要）

4. N95マスク：エアロゾル産生手技(※2)

を実施する場合や激しい咳のある患者

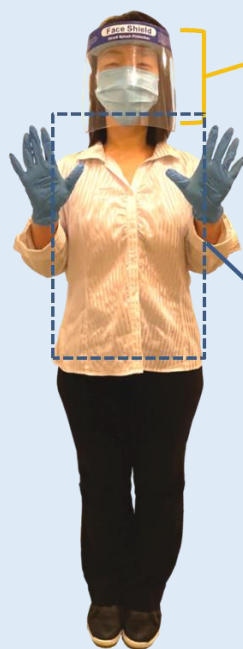
や大きな声を出す患者に対応する場合

に装着

(※2) 気管挿管・抜管、気道吸引、ネーザルハイフロー装着、NPPV 装着、気管切開術、心肺蘇生、

用手換気、上部消化管、内視鏡、気管支鏡検査、ネブライザー療法、誘発採痰など

【个人防护具の着脱の例（外来）】



マスク、フェイスシールドは、汚染※した場合や勤務終了時などに交換

手袋は患者毎に交換

ガウンは、手以外の部位が患者に直接接触することが見込まれる場合や、大量の飛沫の曝露が見込まれる場合のみ装着し、その都度交換する。

サージカルマスク、フェイスシールド、手袋を基本とし、ガウンは必要時のみ装着

※汚染した場合は、大量の飛沫への曝露、患者に直接接触した場合など

（出典）一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会「診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介」（2022年11月28日）

外来における院内のゾーニング・動線分離

1. 待合の工夫（例）：自家用車で来院している患者は車中で待機

2. 診察・検体採取時の工夫(例)：

- ・パーティションによる簡易な分離、空き部屋等の活用
- ・検体採取を屋外や駐車場の車中で実施（プライバシーに配慮）
- ・発熱患者の導線を分離（矢印等で解りやすく表示）

3. 上記の空間的分離が構造的に困難な場合は時間的分離で対応

【参照】

- ① 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
- ② 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介
- ③ 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第9版
- ④ 令和4年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」（HP中段『2. 感染拡大防止に関する事項』の中に動画と講義資料のリンクあり）

①



②



③



④



病床の考え方・換気

1. 病棟：病棟全体のゾーニング（専用病棟化）は基本的に不要

2. 病室：以下の点に留意する

● 確定患者：

個室が望ましいがコホーティング（同じ感染症の患者同士を同室）も可

● 疑い患者：

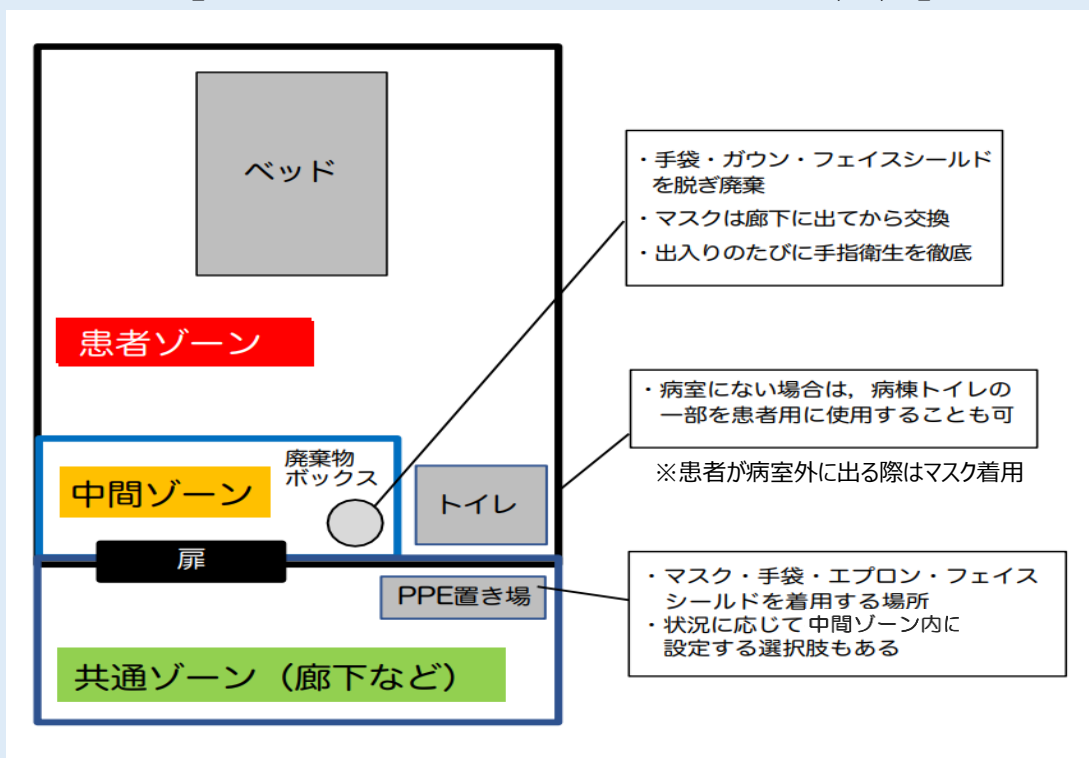
コロナ以外の疾患の可能性があるため確定患者と別の病室となるよう原則として個室に収容

● ゾーニングは病室単位で行う（下図参考）

● 換気：

病室内から廊下へ空気が流れないように、空調換気設備の吸排気の設定や適切なメンテナンス、必要に応じたクリーンパーティションを利用

【病室単位でのゾーニングの見取り図（案）】



(出典) 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第9版（一部改）

【参照】

- ① 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
- ② 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第9版
- ③ 令和4年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」(HP中段に動画と講義資料のリンクあり)



医療機関におけるマスク・面会について

(新型コロナウイルス感染症)

■ マスクについて、医療機関への受診時や訪問時はマスクの着用が推奨されています。

■ 医療機関における面会については

面会の重要性と院内感染対策の両方に留意し、患者及び面会者の交流の機会を可能な範囲で確保するよう各医療機関で検討をお願いします。

- 地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者及び面会者の体調等を総合的に考慮してください。

院内感染対策に留意しつつ面会を実施する流れ

1. 面会者への対応

- 体調や、直近の発熱患者等との接触歴を確認
- 必要な場合は、人数や時間に条件を設定
- 面会者のマスク着用や手指衛生を徹底

2. 面会場所の工夫（右図参照）

- 大部屋患者の場合はデイルーム等を面会場所とする
- 患者・面会者ともに常にマスクを装着
- 常時換気する

3. その他

- 上記のような対応でも対面面会が困難な場合オンライン面会を実施
- 新型コロナ患者についても、状況に応じて、可能な範囲で、オンライン面会や、面会者に個人防護具の着用を指導した上での対面面会等の対応をご検討ください。

【面会のイメージ】



面会者

患者

(出典) 令和4年度院内感染対策講習会④
「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」
(日本環境感染学会)
(下記QRコード参照)

【参照】

- ① 令和4年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」『2. 感染対策』
(HP中段『2. 感染拡大防止に関する事項』の中に動画と講義資料のリンクあり) (上記の工夫例は講義スライドp35)
- ② 事務連絡「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」
(令和3年11月24日付事務連絡) 別添：院内感染対策に留意した面会の事例

①



②



5月8日以降も感染拡大に備え 体調に異変を感じたら

～自分で検査、すばやく療養、医療機関のかかり方は？～

「新型コロナに感染したかも・・・？」と思ったら？

- 医療機関に行く前に
- ・あわてずに、症状や常備薬をチェック
 - ・国が承認したキットを用いてチェック



【陽性だった場合】

症状が軽い場合は、自宅等で療養を開始しましょう

【陰性だった場合】

症状がある場合のマスク着用や、手洗い等の基本的な感染予防対策を継続しましょう

- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や、症状が重いなど受診を希望される方は、医療機関に連絡しましょう

受診する際に、医療機関に連絡しましょう

医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、感染対策を行いましょう

新型コロナウイルスは感染力が強い
ため
高齢の方や、基礎疾患をお持ちの方を守るためにも

マスクを着用しましょう



発熱などの体調不良時にそなえて、準備しておきましょう

- ・**新型コロナ抗原定性キット※**
- ・**解熱鎮痛薬**

かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください

※ 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください
「研究用」は国が承認したものではありません



市販の解熱鎮痛薬

- ・**電話相談窓口などの連絡先**

受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、「救急車利用マニュアル」

7 1 1 9（救急要請相談）

8 0 0 0（こども医療相談）など

生活必需品なども用意しておきましょう
（体温計・日持ちする食料など）



受診・
相談センター



救急車利用
マニュアル

第2報

新型コロナウイルス感染症への 対応について

2023年4月17日

【第2報】

(医療機関向けのリーフレット)

- 新型コロナウイルス感染症については、5月8日からの感染症法上の位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関で診療に当たっていただくことができる環境を整備することが重要です。
- 今般、第1報のリーフレットに続き、ご対応いただく各医療機関向けに、以下のリーフレットを作成いたしましたので、ご活用ください。

今回発出するリーフレット（第2報）

- 位置づけ変更後の応招義務の考え方について
- オンライン診療について
- オンライン服薬指導について
- 位置づけ変更に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて
- 位置づけ変更後の医療従事者の就業制限解除の考え方について

リーフレットは
こちら



前回発出したリーフレット（第1報）

- 治療について
- 院内感染対策について①
- 院内感染対策について②
- 医療機関におけるマスク・面会について
- 体調に異変を感じたら（国民の皆様への周知）

- 今後、以下のリーフレットも発出予定です。

- 設備整備等への支援措置

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症について」のページをご覧ください

新型コロナ 厚労

検索



位置づけ変更後の応招義務の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症に係る医師等の応招義務については、緊急対応が必要であるかなど、個々の事情を総合的に勘案する必要があります
- その上で、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナにり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし(※)、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨しましょう



(※) (左) 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
(右) 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介

オンライン診療について

(新型コロナウイルス感染症)



- オンライン診療の実施にあたっては
「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守する必要があります (※1)

指針はこちら



※1 令和4年1月以降、初診から、指針のルールに沿ってオンライン診療を実施することが可能です
指針のルールに従ったオンライン診療を実施する体制の整備をお願いいたします

- 新型コロナの時限的・特例的な取扱いに伴う診療報酬上の取扱いは令和5年7月31日をもって終了します (※2)



電話やオンラインによる診療を行う場合の診療報酬

令和5年8月以降に情報通信機器を用いた診療を行い点数を算定する場合は、**令和5年7月31日までに施設基準を届け出て、指針に沿った診療を行う必要があります**

	令和5年7月31日まで	令和5年8月1日以降
指針に沿ったオンライン診療	【初診】・251点（対面の場合288点） 【再診】・再診料 情報通信機器を用いた場合 73点 ・外来診療料 情報通信機器を用いた場合 73点	
時限的・特例的な取扱いに基づく電話・オンライン診療	【初診】・214点（A000初診料の注2） 【再診】・73点（電話等再診料） ・74点（外来診療料）	

※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的・特例的な取扱いの留意事項 留意事項はこちら

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿ったオンライン診療のほか、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）に基づき、時限的・特例的な取扱いが認められています



- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的・特例的な取扱い

コロナの位置づけ変更後も一定期間継続されます。ただし、診療報酬上の取扱いについては、令和5年7月31日をもって終了します

薬局が電話やオンラインによる服薬指導を行う場合の留意事項

- オンライン服薬指導を行う場合は「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）のルールに従う必要があります
- ただし、ルールに従ったオンライン服薬指導を実施する体制が整っていない場合には、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）に基づき、時限的・特例的な取扱いとして、電話やオンラインによる実施が認められています
- 時限的・特例的な取扱いの終了時期については、「感染が収束するまでの間」とされており、具体的には、院内感染のリスクが低減され、患者が安心して医療機関の外来を受診できる頃が想定されます
- 調剤した薬剤を患者宅等へ配送する場合は、「調剤された薬剤の薬局からの配送等について」（令和4年3月31日事務連絡）を踏まえ、患者の了承を得た上で、当該薬剤の品質の保持や患者への確実な授与等がなされる範囲で実施してください

厚生労働省 薬局・薬剤師に関する情報

➤ オンライン服薬指導について

- 「オンライン服薬指導の実施要領について」
（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）
- 「調剤された薬剤の薬局からの配送等について」
（令和4年3月31日事務連絡）

➤ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた時限的・特例的な取扱い

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）



電話やオンラインによる服薬指導を行う場合の調剤報酬

(※) 以下の調剤報酬については、算定要件を満たした場合に算定可能

	令和5年7月31日まで	令和5年8月1日以降
時限的・特例的な取扱いに基づく電話による服薬指導	令和4年度診療報酬改定以前の「薬剤服用歴管理指導料」を算定	診療報酬上の取扱い終了
ルールに従ったオンライン服薬指導	・服薬管理指導料（情報通信機器を用いた場合） ・在宅患者オンライン薬剤管理指導料 ・在宅患者緊急オンライン管理指導料	

新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴う 主な診療報酬上の特例の取扱いについて

- 令和5年5月8日以降、以下の考え方の下、診療報酬上の特例について見直しを行います
- 冬の感染拡大に先立ち、今夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直しを行った上で、令和6年度診療報酬改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行います

対応の方向性・考え方		現行措置（主なもの）	位置づけ変更後（令和5年5月8日～）
外来	空間分離・時間分離に必要な人員、PPE等の感染対策を引き続き評価その上で受入患者を限定しないことを評価する仕組みへ	300点 【院内の感染対策が要件】	① 300点 【対応医療機関の枠組みを前提として、院内感染対策に加え、受入患者を限定しない形で8月末までに移行】又は、 ② 147点 【①に該当せず、院内感染対策を実施】
	届出の簡略化などの状況変化を踏まえて見直し位置付け変更に伴い、医療機関が実施する入院調整等を評価	250点 （3月は147点） 【発熱外来の標榜・公表が要件】	— （R5.3月末に終了）
		950点 【初診含めコロナ患者への診療】 ※ロナブリーブ投与時の特例（3倍）あり	147点 【初診時含めコロナ患者への療養指導 ^(注) 】 ※ロナブリーブ投与時の特例（3倍）は終了 （注）家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の指導
在宅	緊急往診は、重症化率の変化に伴う必要性の低下を踏まえて見直し 介護保険施設等での療養を支援する観点から同施設等に対する緊急往診は引き続き評価	2,850点 【緊急の往診】	950点 【緊急の往診】 ※介護保険施設等への緊急往診に限り2,850点を継続
	往診時等の感染対策を引き続き評価	300点 【コロナ疑い/確定患者への往診】	950点 【介護保険施設等において、看護職員とともに、施設入所者に対してオンライン診療を実施する場合】
入院	入院患者の重症化率低下、看護補助者の参画等による業務・人員配置の効率化等を踏まえて見直し 介護業務の増大等を踏まえ、急性期病棟以外での要介護者の受入れを評価	①重症患者 ICU等の入院料: 3倍 (+8,448～+32,634点/日) ②中等症患者等 救急医療管理加算: 4～6倍 (3,800～5,700点/日)	①重症患者 ICU等の入院料: 1.5倍 (+2,112～+8,159点/日) ②中等症患者等（急性期病棟等） 救急医療管理加算: 2～3倍 (1,900～2,850点/日) ※ 介護保険施設等からの患者等をリハビリ提供や入院退院支援体制が充実した病棟（例：地域包括ケア病棟等）が受け入れる場合は加算（+950点/日）
		コロナ回復患者を受け入れた場合 750点/日 （さらに+1,900点は30日目まで、その後、+950点は90日目まで）	コロナ回復患者を受け入れた場合 750点/日 （60日目まで。さらに14日目までは+950点）
	必要な感染対策を引き続き評価	250～1,000点/日 （感染対策を講じた診療）	（引き続き評価）
		300点/日 （個室での管理）	（引き続き評価）
		250点/日 （必要な感染予防策を講じた上でリハビリテーションを実施）	（引き続き評価）
歯科	コロナ患者への歯科治療を引き続き評価	298点 （治療の延期が困難なコロナ患者に対する歯科治療の実施）	（引き続き評価）
調剤	コロナ患者への服薬指導等を引き続き評価	訪問対面500点、電話等200点 （自宅・宿泊療養患者に薬剤を届けた上での訪問対面/電話等による服薬指導の特例）	（引き続き評価） ※自宅・介護保険施設等への対応を評価 ※薬局におけるコロナ治療薬の交付は服薬管理指導料: 2倍（+59点又は+45点）

（参考資料）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）



位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の 就業制限解除の考え方について

(医療機関・医療従事者向けのリーフレット)

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。以下の情報を参考にして、各医療機関において新型コロナウイルスに罹患した医療従事者の就業制限を考慮してください

■ 位置づけ変更後の新型コロナ患者の療養の考え方（参考）

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されます（※1）
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします

■ 現行のインフルエンザの就業制限等の考え方

学校保健安全法施行規則（平成27年一部改正）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としている

国公立大学附属病院感染対策協議会 病院感染対策ガイドライン2018年版

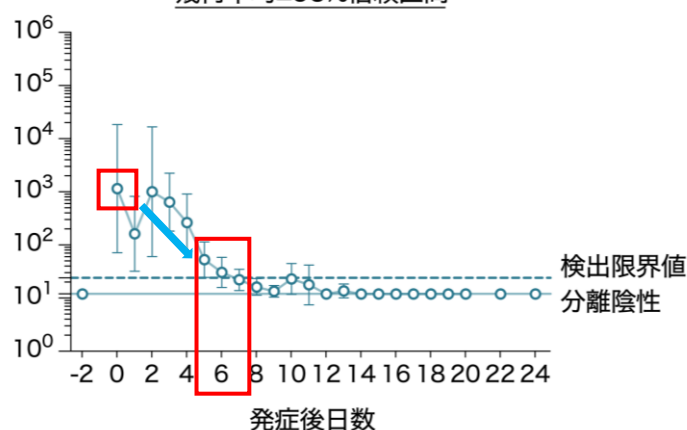
インフルエンザに罹患した医療従事者は就業制限を考慮する。特にハイリスク患者への接触は避けるべきである

インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成25年11月改訂）

インフルエンザ様症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を控えることも検討する

有症状者における感染性ウイルス量（TCID₅₀/mL）の推移

幾何平均±95%信頼区間



出典：令和5年4月5日 第120回アドバイザリーボード資料3-8

発症後のウイルス排出量の推移を分析したところ、6日目（発症日を0日目として5日間経過後）前後の平均的なウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1（注）となり、検出限界値に近づく

（注）発症後5日～7日目のウイルス量

■ 濃厚接触者の考え方（参考）

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、ご自身の体調に注意してください（※2）

（※1）発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします

（※2）医療機関内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として受けられる場合があります。行政検査については事務連絡をご確認ください



公印省略

5 疾病第 1000 号
令和 5 年 5 月 1 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

福岡県外来対応医療機関（旧称：診療検査医療機関）の指定に係る
感染症法上の位置づけ変更後の対応について（依頼）

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

標記について、県内の関係医療機関に対して、別添のとおり依頼しましたので、お知らせ
します。

【問い合わせ】

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
企画第 1 班 黒木
TEL : 092-643-3609
E-mail : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

県内各医療機関 管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

福岡県外来対応医療機関（旧称：診療検査医療機関）の指定に係る
感染症法上の位置づけ変更後の対応について（依頼）

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の
位置づけの変更等に関する対応方針について（情報提供）」（令和 5 年 1 月 27 日付け厚
生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のとおり、オミクロン株と
は大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年
5 月 8 日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感
染症に位置づけることとされています。

位置づけ変更後、これまで新型コロナ診療に対応していなかった医療機関も含めて、
幅広い医療機関で新型コロナ診療に対応していただきたいと考えております。

つきましては、福岡県外来対応医療機関の新規指定について再度御検討いただき、福
岡県外来対応医療機関の指定を受けた上で、発熱外来への対応に御協力くださいますよ
うお願い申し上げます。

また、今回、発熱外来についての調査を実施いたしますので、令和 5 年 5 月 12 日（金）
までに御提出願います。

記

送付資料

- （１） 外来対応医療機関の指定に係る感染症法上の位置づけ変更後の対応について
- （２） 発熱外来への対応についての調査
- （３） 外来対応医療機関の指定申請書及び変更届
- （４） 厚生労働省リーフレット

【問い合わせ・申請先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
担 当：企画第 1 班 黒木、平野、山下
T E L：092-643-3609
F A X：092-643-3698
E-mail:corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

外来対応医療機関の指定に係る感染症法上の位置づけ変更後の対応について

1 診療・検査医療機関の名称の変更について

県では、発熱の症状があるなど、新型コロナウイルスの感染疑いのある方が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において適切に診療・検査を受けられるよう、発熱患者等の診療や検査を行う医療機関を「福岡県診療・検査医療機関」に、指定しています。

5月8日以降においては、名称を「福岡県外来対応医療機関」に変更します。

2 外来対応医療機関の新規指定について

「外来対応医療機関」の指定を希望される医療機関は、下記の（１）～（５）を御確認の上、申請してください。

（１）指定の要件について

指定を受ける場合は以下の要件を満たす必要があります。

- ① 福岡県内に所在している医療機関であること。
- ② 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、時間的又は空間的分離を行い、可能な限り導線を分けること。
- ③ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- ④ 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を民間検査機関等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
- ⑤ 外来対応医療機関の管理者（代理の者）は、診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（外来対応医療機関の名称や診療・検査の内容等）を県に報告し、県は、県及び保健所設置市、保健所、地域の医療機関間等で情報共有すること。
- ⑥ ⑤で報告した範囲で、保健所や他の医療機関から案内を受けた患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- ⑦ 外来対応医療機関として指定されている期間中は、G-MIS に受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MIS の ID 付与を国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。

（２）G-MIS の活用について

本県における入院調整体制の環境整備として医療機関間での連携を図ることを目的に医療機関等情報支援システム（G-MIS）の活用を推進しております。

G-MIS では登録いただいている医療機関の空床情報等を確認することができますので、効率的な入院調整が可能となりますので、ご活用願います。

(3) 診療報酬上の特例について

標記については、以下の資料を御参照ください。

①「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年3月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)及び上記事務連絡に係る疑義解釈(令和5年4月17日付厚生労働省保健局医療課事務連絡)

②送付資料(4)厚生労働省リーフレット「位置づけ変更に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて」

(4) 医療機関名等の公表と受入患者の限定について

一部の医療機関への患者の集中を防ぎ、発熱患者等がより円滑に医療機関を受診できるよう、県ホームページでの医療機関名等の公表について御検討をお願いいたします。

また、5月8日以降、上記診療報酬の事務連絡でも示されているとおり、受入患者を限定しない形に8月末までに移行することを評価する仕組みとなっていることから、患者を限定しない体制で御対応いただきますようお願いいたします。

(5) 申請について

① 申請の流れ

(ア) 医療機関は、指定の要件を満たしていることを確認の上、「外来対応医療機関の指定申請書及び変更届」(送付資料(3))を県に提出。

※指定の申請書について、5月8日時点で変更していますのでご注意ください。

(イ) 県において申請内容を確認し、適当と認める場合、「福岡県外来対応医療機関」として、指定した上で、書面にて通知。

② 申請方法

FAX、メール又は郵送で以下の提出先まで提出をお願いします。

③ 提出先

(FAX)

FAX : 092-643-3698

(メール)

Email : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

(郵送)

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画第1班 宛

3 「発熱外来への対応について」の調査について

(1) 標記についての調査を行いますので、以下のQRコード等より「ふくおか電子申請サービス」にアクセスし、御回答願います。

【QRコード】



【県ホームページから】

「目的からさがす」⇒「電子申請」⇒「福岡県」⇒「分野で絞り込む」⇒「衛生・感染予防」
⇒「発熱外来への対応について」

※電子申請ができない場合には、送付資料（2）の調査票をFAXにて御提出願います。

(2) G-MISのID付与について

本調査で「①すでに対応している」と報告された場合、G-MISのID付与の手続きを行います。

また、発熱外来に対応していると回答した医療機関については、外来対応医療機関の指定を受けていただきたいと考えておりますので、上記2をご確認いただき、送付資料（3）の申請書を御提出いただきますようお願いいたします。

※本調査で「②対応する予定である」と報告された医療機関について、別途確認の上、ID付与の手続きを行う予定です。

4 今後の入院調整について

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、幅広い医療機関でコロナ患者を受け入れ、入院調整は、医療機関間で行う自律的な通常の体制になります。

このため、コロナ患者の入院受入を実施する医療機関の一覧について、取りまとめ次第、コロナ患者に対応する医療機関に対し、共有させていただきますので、入院調整の際に御活用ください。

また、5類移行に伴う入院受入体制の整備を促すため、9月末までを移行期間とし、移行期間中の感染拡大による医療のひっ迫に備え、コロナ患者を受け入れるため空床にしておく病床（以下、「確保病床」という。）を持つ医療機関を確保しています。具体的な確保内容としては、症状悪化時に入院できる病床（中等症Ⅱ（呼吸不全あり、酸素投与が必要）以上）を9月末まで、軽症・中等症Ⅰの患者にも対応する病床を7月末まで確保することとしています。

なお、コロナ患者用の確保病床を持つ医療機関の一覧について、コロナ患者の入院受入を実施する医療機関の一覧とあわせて、後日共有させていただきます。

※回答期限:令和5年5月12日(金)

回答先

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画第1班

FAX:092-643-3698

発熱外来への対応について

回答者

医療機関名	
所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※メール機能がない医療機関は記入不要です。

問1 現時点での、発熱外来への対応について該当するもの1つに○を記入してください

①すでに対応している		②対応する予定である		③今後も対応しない	
------------	--	------------	--	-----------	--

※①に○を記入された方はこれで調査は終了です。送付資料(1)をご確認の上、送付資料(3)「指定の申請書」と一緒に上記番号までFAX願います。

問2 問1の②に○を記入された方は具体的な対応予定日を教えてください。

--

≪例≫○月○日、○月中旬ごろ等

問3 問1の③に○を記入された方は、対応しない理由について該当するものに○を記入してください。

※複数回答可

①専門外の疾病のため	
②院内のゾーニング(空間的・時間的分離)が困難であるため	
③ハイリスクの患者を主に診ているため	
④医療人材不足のため	
⑤その他※以下の欄に理由を記入願います	

その他の理由

--

公印省略

5 疾病第 1 2 5 0 号
令和 5 年 5 月 1 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧の送付について

平素より、本県の保健医療行政について、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記一覧について作成しましたので、別添のとおり送付します。

なお、標記一覧について、更新があった際は改めて送付させていただきます。

また、県内全病院、コロナ患者の入院受入れを実施する有床診療所及び福岡県診療・検査医療機関に対して送付していますが、必要に応じて会員医療機関とも情報共有いただきますようよろしくお願いします。

【問い合わせ先】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

企画第1班：宮澤

電話：092-643-3609

メール：corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

公印省略

5 疾病第 1 2 5 0 号
令和 5 年 5 月 1 日

関係医療機関の管理者 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧の送付について

平素より、本県の保健医療行政について、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため御尽力いただいていることに對し、心から敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、5 月 8 日からは、幅広い医療機関でコロナ患者の対応をしていただくことになります。

県として新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後も必要な方に必要な医療が提供できる体制を構築していくにあたり、「コロナ患者の入院受入れに係る調査について」（令和 5 年 4 月 7 日付け 5 疾病第 3 2 4 号福岡県保健医療介護部長通知）により、県内の病院及び有床診療所からコロナ患者の入院受入れ体制について、御回答いただいたところです。

この度、当該調査の回答内容を取りまとめ、コロナ患者の入院受入れを実施する医療機関の一覧について作成しましたので、別添のとおり送付します。

なお、本一覧について、更新があった際は改めて送付させていただきます。

【問い合わせ先】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
企画第 1 班：宮澤
電 話：0 9 2－6 4 3－3 6 0 9
メール：corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

公印省略

5 疾病第 1 2 5 0 号
令和 5 年 5 月 1 日

福岡県診療・検査医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧の送付について

平素より、本県の保健医療行政について、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため御尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、5 月 8 日からは、幅広い医療機関でコロナ患者の対応をしていただくことになります。

県として新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後も必要な方に必要な医療が提供できる体制を構築していくにあたり、「コロナ患者の入院受入れに係る調査について」（令和 5 年 4 月 7 日付け 5 疾病第 3 2 4 号福岡県保健医療介護部長通知）により、県内の病院及び有床診療所に対して、入院受入れ体制に係る調査を実施したところです。

この度、当該調査の回答内容を取りまとめ、コロナ患者の入院受入れを実施する医療機関の一覧について作成しましたので、別添のとおり送付します。

なお、本一覧について、更新があった際は改めて送付させていただきます。

【問い合わせ先】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
企画第 1 班：宮澤
電 話：0 9 2－6 4 3－3 6 0 9
メール：corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

○コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「○」を記載
 ※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「○」を記載
 ※確保病床の有無：確保病床ありの場合「○」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
1	医療法人五秀会 末永産婦人科・麻酔科医院	北九州市門司区港町6番15号	093-321-2453			○		○				○
2	公益社団法人日本海員救済会 門司救済会病院	北九州市門司区清滝一丁目3番1号	093-321-0984		○	○	○					○
3	新小文字病院	北九州市門司区大里新町2番5号	093-391-1001		○	○						○
4	独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町3番1号	093-331-3461			○					○	○
5	医療法人社団響会 緑ヶ丘病院	北九州市門司区緑ヶ丘3番5号	093-381-5903			○						○
6	小倉第一病院	北九州市小倉北区下到津一丁目12番14号	093-582-7730			○	○					○
7	小倉きふね病院	北九州市小倉北区貴船町3番3号	093-941-4550			○					○	○
8	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院	北九州市小倉北区金田一丁目3番1号	093-571-1031	○	○	○					○	○
9	南ヶ丘病院	北九州市小倉北区今町三丁目13番1号	093-571-6081			○				○		
10	三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野一丁目12番18号	093-931-7931			○					○	○
11	医療法人濱口産婦人科クリニック	北九州市小倉北区清水二丁目14番20号	093-561-0776			○		○				○
12	小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野三丁目2番1号	093-511-2000	○	○		○					○
13	産科・婦人科・麻酔科 足立クリニック	北九州市小倉北区足立二丁目3番39号	093-922-2020			○		○				
14	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町13番1号	093-592-5511	○	○						○	○
15	大手町リハビリテーション病院	北九州市小倉北区大手町14番18号	093-592-1166			○					○	
16	北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1番1号	093-921-0560	○	○	○			○			○
17	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号	093-541-1831	○	○			○	○		○	○
18	医療法人社団響会 前田病院	北九州市小倉北区片野新町一丁目11番7号	093-921-3968			○						○
19	東和病院	北九州市小倉南区守恒本町一丁目3番1号	093-962-1008			○						○
20	独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号	093-921-8881	○	○	○		○	○			○
21	独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町1番1号	093-471-1121			○					○	
22	北九州安部山公園病院	北九州市小倉南区大字湯川139番地の21	093-475-6262			○					○	
23	医療法人 あさひ松本病院	北九州市小倉南区津田五丁目1番5号	093-474-3358			○					○	
24	製鉄記念八幡病院	北九州市八幡東区春の町一丁目1番1号	093-672-3176	○	○		○					○
25	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町五丁目9番27号	093-662-5211	○	○	○	○				○	○
26	北九州八幡東病院	北九州市八幡東区東田一丁目4番3号	093-661-5915			○					○	
27	北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号	093-662-6565	○	○	○			○		○	○
28	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	093-603-1611	○	○			○				○
29	新生会病院	北九州市八幡西区下上津役一丁目5番1号	093-612-3100		○	○					○	
30	独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	北九州市八幡西区岸の浦一丁目8番1号	093-641-5111	○	○		○	○	○			○
31	医療法人 健美会 佐々木病院	北九州市八幡西区吉祥寺町9番36号	093-617-0770			○					○	○
32	医療法人 香林会 香月中央病院	北九州市八幡西区香月中央一丁目14番18号	093-617-0173			○					○	
33	聖ヨハネ病院	北九州市八幡西区陣山一丁目4番28号	093-663-5100			○					○	○
34	医療法人 神原クリニック	北九州市八幡西区西神原町9番19号	093-642-8088			○						○
35	医療法人財団はまゆう会 新王子病院	北九州市八幡西区鉄王二丁目20番1号	093-641-1239			○	○					
36	医療法人しょうわ会 正和なみき病院	北九州市八幡西区東王子町13番1号	093-644-0756			○						
37	医療法人社団 黒崎整形外科病院	北九州市八幡西区筒井町5番29号	093-631-3565			○						
38	医療法人 社団誠心会 萩原中央病院	北九州市八幡西区萩原一丁目10番1号	093-631-7511			○						○
39	東筑病院	北九州市八幡西区八枝一丁目7番20号	093-603-0111			○					○	

○コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「○」を記載
 ※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「○」を記載
 ※確保病床の有無：確保病床ありの場合「○」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
40	医療法人しょうわ会 正和中央病院	北九州市八幡西区八枝三丁目 1 3 番 1 号	093-602-1151			○						
41	医療法人 荒牧産婦人科医院	北九州市八幡西区本城東五丁目 5 番 3 号	093-692-0303			○		○				
42	八幡慈恵病院	北九州市八幡西区木屋瀬一丁目 1 2 番 2 3 号	093-618-2100			○					○	○
43	社会医療法人共愛会 戸畑リハビリテーション病院	北九州市戸畑区小芝二丁目 4 番 3 1 号	093-861-1500			○					○	○
44	戸畑けんわ病院	北九州市戸畑区新池一丁目 5 番 5 号	093-881-8181			○					○	
45	社会医療法人共愛会 戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見二丁目 5 番 1 号	093-871-5421	○	○	○					○	○
46	戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木一丁目 3 番 3 3 号	093-871-2760			○					○	○
47	青葉台病院	北九州市若松区青葉台東一丁目 1 番 1 号	093-742-1666		○	○						○
48	産業医科大学若松病院	北九州市若松区浜町一丁目 1 7 番 1 号	093-761-0090		○	○	○					○
49	芳野病院	北九州市若松区本町二丁目 1 5 番 6 号	093-751-2606			○	○				○	
50	芦屋中央病院	芦屋町大字山鹿283番地7	093-222-2931			○	○				○	○
51	遠賀中間医師会おかがき病院	岡垣町大字手野145	093-282-0181		○	○				○	○	○
52	医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀町大字木守字江の上1191	093-293-7090			○					○	○
53	遠賀中間医師会おんが病院	遠賀町大字尾崎1725番地2	093-281-2810	○	○	○					○	○
54	新中間病院	中間市通谷1-36-1	093-245-5501			○						○
55	京都病院	京都郡みやこ町勝山箕田298	0930-32-2711			○					○	○
56	健和会京町病院	京都郡苅田町京町2丁目21-1	093-436-2111			○					○	
57	社会医療法人陽明会小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598	0930-24-5211	○	○	○	○				○	○
58	新田原聖母病院	行橋市大字東徳永382	0930-23-1006			○					○	○
59	大原病院	行橋市宮市町2-5	0930-23-2345			○						○
60	行橋クリニック	行橋市西宮市1-7-19	0930-24-5677			○	○					
61	新行橋病院	行橋市大字道場寺1411	0930-24-8899	○	○		○				○	○
62	医療法人社団翠会行橋記念病院	行橋市北泉3丁目11-1	0930-25-2000			○				○		
63	医療法人けやき会東病院	築上郡吉富町大字広津593-1	0979-22-2219		○	○				○	○	○
64	医療法人社団豊和会豊前病院	豊前市大字久路土1545	0979-82-2309		○	○				○		
65	雁の巣病院	福岡市東区雁の巣一丁目 2 6 番 1 号	092-606-2861			○				○	○	
66	香椎療養所	福岡市東区香椎 1 丁目 9 - 1 5	092-661-1083			○				○		○
67	医療法人相生会 福岡みらい病院	福岡市東区香椎照葉 3 丁目 5 - 1	092-662-3001			○						○
68	福岡市立こども病院	福岡市東区香椎照葉 5 丁目 1 番 1 号	092-682-7000	○	○	○			○			○
69	青葉レディースクリニック	福岡市東区若宮五丁目 1 8 番 2 1 号	092-663-8103			○		○				○
70	原土井病院	福岡市東区青葉 6 丁目 4 0 - 8	092-691-3881		○	○					○	○
71	国家公務員共済組合連合会千早病院	福岡市東区千早 2 丁目 3 0 - 1	092-661-2211		○	○						○
72	医療法人輝栄会福岡輝栄会病院	福岡市東区千早四丁目 1 4 番 4 0 号	092-681-3115			○					○	○
73	真田産婦人科麻酔科クリニック	福岡市東区千早六丁目 6 番 1 6 号	092-681-0175			○		○				○
74	東福岡和仁会病院	福岡市東区奈多 1 丁目 4 - 1	092-608-1511			○					○	
75	八木病院	福岡市東区馬出 2 丁目 2 1 - 2 5	092-651-0022			○						○
76	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目 1 - 1	092-641-1151	○	○	○	○	○	○			○
77	貝塚病院	福岡市東区箱崎 7 丁目 7 - 2 7	092-632-3333		○	○					○	○
78	たたらリハビリテーション病院	福岡市東区八田 1 丁目 4 - 6 6	092-691-5508			○						

〇コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「〇」を記載
※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「〇」を記載
※確保病床の有無：確保病床ありの場合「〇」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、 中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
79	医療法人済世会河野名島病院	福岡市東区名島4丁目28-53	092-681-5231			〇				〇		
80	福岡和白病院	福岡市東区和白丘2丁目2-75	092-608-0001	〇	〇		〇				〇	〇
81	筥松病院	福岡市東区筥松一丁目3番9号	092-621-2258			〇				〇		
82	医療法人高野胃腸科医院	福岡市東区筥松二丁目24番11号	092-622-1461			〇					〇	〇
83	福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13番1号	092-632-1111	〇	〇		〇				〇	〇
84	くまクリニック	福岡市博多区銀天町二丁目2番3号	092-575-3112			〇	〇					
85	友田病院	福岡市博多区諸岡4丁目28-24	092-591-8088			〇					〇	
86	社会医療法人社団至誠会木村病院	福岡市博多区千代2丁目13-19	092-641-1966			〇					〇	〇
87	千鳥橋病院	福岡市博多区千代5丁目18-1	092-641-2761	〇	〇	〇					〇	〇
88	医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	092-291-3434		〇	〇	〇				〇	〇
89	さく病院	福岡市博多区竹下4丁目6-25	092-471-1139			〇					〇	〇
90	秋本病院	福岡市中央区警固1丁目8-3	092-771-6361			〇						〇
91	博愛会病院	福岡市中央区笹丘1丁目28-25	092-741-2626			〇					〇	
92	松本整形外科医院	福岡市中央区笹丘1丁目34番2号	092-781-6085			〇						
93	独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	福岡市中央区地行浜1丁目8-1	092-852-0700	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
94	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区長浜三丁目3番1号	092-721-0831	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
95	福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1丁目3-46	092-771-8151	〇	〇		〇				〇	〇
96	医療法人佐田厚生会佐田病院	福岡市中央区渡辺通2丁目4-28	092-781-6381		〇	〇					〇	〇
97	医療法人福岡桜十字桜十字福岡病院	福岡市中央区渡辺通三丁目5番11号	092-791-1100		〇	〇					〇	〇
98	福岡中央病院	福岡市中央区薬院二丁目6番11号	092-741-0300		〇	〇						〇
99	公立学校共済組合九州中央病院	福岡市南区塩原3丁目23-1	092-541-4936	〇	〇						〇	〇
100	独立行政法人国立病院機構 福岡病院	福岡市南区屋形原4丁目39-1	092-565-5534	〇	〇	〇			〇			〇
101	那珂川病院	福岡市南区向新町2丁目17-17	092-565-3531			〇					〇	〇
102	椎名マタニティクリニック	福岡市南区向新町一丁目6番22号	092-403-1188			〇		〇				〇
103	福岡保養院	福岡市南区高木1丁目17-5	092-431-3031			〇				〇		〇
104	医療法人寺沢病院	福岡市南区市崎1丁目14-11	092-521-1381			〇					〇	〇
105	医療法人恵光会原病院	福岡市南区若久2丁目6-1	092-551-2431			〇					〇	〇
106	若久病院	福岡市南区若久5丁目3-1	092-551-2231			〇				〇		
107	夫婦石病院	福岡市南区大字桧原853-9	092-566-7061			〇					〇	〇
108	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3丁目1-1	092-521-1211	〇	〇		〇	〇	〇		〇	〇
109	(医)野口整形外科・外科医院	福岡市南区長丘一丁目1番10号	092-551-1578			〇					〇	〇
110	独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター	福岡市南区野多目3丁目1-1	092-541-3231			〇						〇
111	福岡整形外科病院	福岡市南区柳河内2丁目10-50	092-512-1581			〇					〇	
112	中村病院	福岡市南区老司3丁目33-1	092-565-5331			〇					〇	〇
113	福岡大学病院	福岡市城南区七隈7丁目45-1	092-801-1011	〇	〇		〇	〇	〇			〇
114	福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6丁目8-5	092-831-6031			〇					〇	〇
115	さくら病院	福岡市城南区南片江六丁目2番32号	092-864-1212		〇	〇					〇	〇
116	長尾病院	福岡市城南区樋井川3丁目47-1	092-541-2035			〇	〇					
117	松永病院	福岡市城南区片江1丁目4-38	092-861-6886			〇					〇	〇

○コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「○」を記載
 ※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「○」を記載
 ※確保病床の有無：確保病床ありの場合「○」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
118	医療法人社団誠和会牟田病院	福岡市早良区干隈3丁目9－1	092-865-2211		○	○					○	○
119	医療法人原信会原口病院循環器科内科	福岡市早良区小田部6丁目11－15	092-822-0112			○					○	○
120	福岡記念病院	福岡市早良区西新1丁目1－35	092-821-4731	○	○						○	○
121	医療法人吉村病院	福岡市早良区西新三丁目11番27号	092-841-0835			○						○
122	福西会南病院	福岡市早良区早良1丁目5－55	092-804-3300			○					○	○
123	医療法人白石整形外科医院	福岡市早良区田村四丁目28番26号	092-865-0520			○					○	○
124	医療法人健貢会中山整形外科医院	福岡市早良区梅林六丁目10番3号	092-864-2299			○					○	○
125	重松クリニック	福岡市早良区百道一丁目1番4号	092-843-3800			○	○					
126	福岡山王病院	福岡市早良区百道浜三丁目6番45号	092-832-1100	○	○	○		○	○			○
127	福西会病院	福岡市早良区野芥1丁目2－36	092-861-2780			○						○
128	油山病院	福岡市早良区野芥5丁目6－37	092-871-2261			○				○		○
129	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2丁目14－45	092-811-3331		○	○					○	
130	今津赤十字病院	福岡市西区今津377	092-806-2111			○				○	○	○
131	聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3丁目55－12	092-883-2525			○					○	○
132	医療法人西福岡病院	福岡市西区生の松原3丁目18－8	092-881-1331			○	○				○	○
133	社会医療法人財団白十字会白十字病院	福岡市西区石丸4丁目3－1	092-891-2511		○	○					○	○
134	倉光病院	福岡市西区大字飯盛664－1	092-811-1821			○				○		○
135	医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区北原2-2-6	092-807-8811		○	○					○	○
136	医療法人長野醫院長野産婦人科クリニック	福岡市西区北原二丁目8番5号	092-807-2022			○		○				○
137	福岡ハートネット病院	福岡市西区姪の浜2丁目2－50	092-881-0536			○					○	○
138	医療法人南川整形外科病院	福岡市西区姪の浜4丁目14－17	092-891-1234			○						
139	福岡リハビリテーション病院	福岡市西区野方7丁目770	092-812-1555			○					○	○
140	医療法人 城野産婦人科クリニック	春日市一の谷2－8－1	092-584-1103			○		○				
141	医療法人春成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86	092-572-0343			○	○				○	
142	自衛隊福岡病院	春日市小倉東1-61	092-581-0431			○					○	○
143	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	092-573-6622	○	○	○			○		○	○
144	医療法人健成会鹿子生整形外科医院	太宰府市五条3－4－14	092-925-1222			○					○	
145	福岡県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市五条3-8-1	092-922-3137			○				○		○
146	医療法人恵山会丸山病院	太宰府市坂本1-4-6	092-922-9001			○						
147	医療法人つくし会病院	大野城市乙金3-18-20	092-503-2261			○					○	○
148	医療法人同仁会乙金病院	大野城市乙金東4-12-1	092-503-7070			○				○		
149	医療法人桂雅会毛利外科医院	大野城市下大利1-17-1	092-571-3371			○					○	
150	医療法人十全会おりん病院	大野城市中央1-13-8	092-581-1445		○	○				○	○	○
151	医療法人天信会あまがせ産婦人科	大野城市東大利1-14-6	092-572-5503			○		○				○
152	医療法人文佑会原病院	大野城市白木原5-1-15	092-581-1631			○					○	○
153	医療法人エンジェル会永川産婦人科医院	筑紫野市紫1丁目25－5	092-922-3164			○		○				○
154	医療法人西尾産婦人科医院	筑紫野市紫4-1-10	092-928-1103			○		○				
155	高山病院	筑紫野市針摺中央2丁目11－10	092-921-4511			○	○					○
156	福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1丁目1番1号	092-921-1011	○	○				○			○

○コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「○」を記載
 ※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「○」を記載
 ※確保病床の有無：確保病床ありの場合「○」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
157	筑紫野病院	筑紫野市大字天山37番地	092-926-2292			○				○		○
158	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町三丁目 1 3 番 1 号	092-923-1551	○	○	○					○	○
159	医療法人文杏堂杉病院	筑紫野市二日市中央1-3-2	092-923-6666			○					○	○
160	ちくし那珂川病院	那珂川市大字仲2丁目8番1号	092-555-8835			○					○	○
161	糸島医師会病院	糸島市浦志532-1	092-322-3631		○	○					○	○
162	小富士病院	糸島市志摩久家2400	092-328-2334			○						○
163	井上病院	糸島市波多江699-1	092-322-3437			○					○	○
164	宮内内科循環器科	糸島市前原北2丁目12-33	092-322-0123		○	○	○					○
165	医療法人愛生会馬渡産婦人科医院	糸島市前原1031	092-322-2198			○		○				○
166	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥1丁目1番1号	092-943-2331	○	○		○		○			○
167	北九州古賀病院	古賀市千鳥2丁目12番1号	092-942-4131			○					○	
168	医療法人社団愛和会 古賀中央病院	古賀市天神1丁目13番30号	092-944-1551			○						○
169	医療法人道生会 山崎産婦人科小児科医院	糟屋郡宇美町宇美中央1丁目2番13号	092-933-8000			○		○				
170	福岡刑務所医務部診療所	糟屋郡宇美町障子岳南六丁目1番1号	092-932-0395		○	○	○			○	○	
171	医療法人社団廣徳会 岡部病院	糟屋郡宇美町明神坂一丁目2番1号	092-932-0025			○	○				○	○
172	権丈産婦人科医院	糟屋郡志免町志免3丁目2番14号	092-935-0505			○		○				○
173	医療法人 養真堂 産婦人科筑紫クリニック	糟屋郡志免町志免中央三丁目1番30号	092-936-3939			○		○				○
174	医療法人社団緑風会 水戸病院	糟屋郡志免町志免東四丁目 1 番 1 号	092-935-0073			○				○		
175	うえの病院	糟屋郡志免町志免二丁目10番20号	092-935-0316			○	○				○	○
176	浜江堂 三野原病院	糟屋郡篠栗町大字金出3553番地	092-947-0040			○						○
177	河野病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地	092-947-0611			○				○		
178	医療法人井上会 篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲94番地	092-947-0711			○				○	○	○
179	医療法人豊資会 加野病院	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目2番1号	092-962-2111			○	○					
180	医療法人成雅会 泰平病院	糟屋郡須恵町大字新原14番地の7	092-932-5881		○	○					○	
181	医療法人社団正信会 水戸病院	糟屋郡須恵町大字旅石115番地の483	092-935-3755			○					○	○
182	ゆいレディースクリニック	糟屋郡粕屋町原町五丁目 1 2 番 1 号	092-939-3517			○		○				○
183	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西四丁目11番8号	092-939-0010	○	○						○	○
184	福岡病院	福津市花見が浜1-5-1	0940-42-0145			○				○		○
185	宮城病院	福津市日蔭野5-12-2	0940-43-7373			○					○	
186	宗像水光会総合病院	福津市日蔭野5-7-1	0940-34-3111	○	○	○	○				○	○
187	福岡新水巻病院	水巻町立屋敷1-2-1	093-203-2220	○	○	○					○	○
188	水北第一病院	水巻町吉田西3-13-13	093-202-6688		○	○					○	○
189	医療法人光洋会 赤間病院	宗像市石丸1-6-7	0940-32-2206			○					○	
190	北九州宗像中央病院	宗像市稲元2-2-5	0940-35-7788			○					○	
191	宗像久能病院	宗像市三郎丸5-1-15	0940-32-0315			○					○	
192	森都病院	宗像市田久3-3-1	0940-32-0111			○	○				○	○
193	宗像医師会病院	宗像市田熊5-5-3	0940-37-1188		○	○	○				○	○
194	蜂須賀病院	宗像市野坂2650	0940-36-3636			○						○
195	医療法人慈心会あさの葉レディースクリニック	宗像市くりえいと2-3-45	0940-35-4103			○		○				

○コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「○」を記載
 ※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「○」を記載
 ※確保病床の有無：確保病床ありの場合「○」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
196	医療法人宗像セントラルクリニック	宗像市宮田2-11-10	0940-35-7800			○		○				○
197	医療法人林外科医院	宗像市田久4-15-12	0940-33-5577			○						○
198	医療法人桑原産婦人科医院	中間市中間3-5-5	093-245-0052			○		○				
199	医療法人石田レディースクリニック	福津市有弥の里2-10-17	0940-35-8080			○		○				○
200	くらて病院	鞍手郡鞍手町大字小牧2226番地 2	0949-42-1231			○					○	○
201	小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野 1 1 9 1	0949-62-0282		○	○					○	○
202	独立行政法人地域医療機能推進機構福岡ゆたか中央病院	直方市大字感田 5 2 3 - 5	0949-26-2311	○	○	○					○	○
203	社会保険直方病院	直方市須崎町 1 - 1	0949-22-1215			○						○
204	医療法人 安倍病院	宮若市長井鶴 2 5 0 - 3	0949-32-0080		○	○					○	
205	有松病院	嘉麻市鴨生 8 2 4 番地	0948-42-1108			○		○				○
206	社会保険稲築病院	嘉麻市口春 7 4 4 番地 1	0948-42-1110			○					○	○
207	嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田 1 2 3 7 番地	0948-52-0861			○					○	○
208	医療法人相生会 宮田病院	宮若市本城 1 6 3 6	0949-32-3000			○						○
209	(医) 高橋内科クリニック	直方市嶺野3803番地の1	0949-25-0020			○	○					○
210	糸田町立緑ヶ丘病院	糸田町3187番地	0947-26-0111		○	○					○	○
211	地方独立行政法人 川崎町立病院	川崎町大字川崎2430番地の1	0947-73-2171		○						○	○
212	医療法人鷹ノ羽会村上外科病院	田川市魚町12番5号	0947-44-2828			○					○	○
213	社会保険田川病院	田川市上本町10番18号	0947-44-0460	○	○	○		○			○	○
214	田川市立病院	田川市大字糺1700番地2	0947-44-2100	○	○	○	○		○		○	○
215	児嶋病院	飯塚市花瀬87番地 1	0948-22-1498		○	○					○	
216	社会保険二瀬病院	飯塚市伊川 1 2 4 3 - 1	0948-22-1526			○					○	○
217	医療法人社団親和会共立病院	飯塚市横田 7 7 0 - 3	0948-22-0725			○						
218	医療法人医心会 飯塚みつき病院	飯塚市幸袋 1 2 4 - 1	0948-22-3315			○					○	○
219	福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸 2 6 5	0948-22-3740	○	○	○					○	○
220	飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒 1 4 5 2 - 2	0948-22-2316			○	○			○	○	
221	飯塚市立病院	飯塚市弁分 6 3 3 番地 1	0948-22-2980	○	○	○					○	○
222	飯塚病院	飯塚市芳雄町 3 - 8 3	0948-22-3800	○	○		○	○				○
223	神代病院	久留米市北野町中川900番地1	0942-78-3177		○	○					○	○
224	くるめ病院	久留米市新合川 2 丁目 2 番 1 8 号	0942-43-5757			○				○	○	○
225	産科・婦人科みやじまクリニック	久留米市大善寺町夜明397番地1	0942-51-3188			○		○				○
226	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892番地	0943-72-2460	○	○	○	○					○
227	産科婦人科田崎クリニック	久留米市長門石2丁目8-5	0942-33-7227			○			○			
228	安本病院	久留米市三猪町玉満2371番地	0942-64-2032			○	○				○	○
229	古賀病院 2 1	久留米市宮ノ陣3-3-8	0942-38-3333			○	○				○	○
230	久留米大学病院	久留米市旭町67番地	0942-35-3311	○	○		○					○
231	独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院	久留米市櫛原町21番地	0942-33-1211	○	○		○					○
232	半井病院	久留米市高良内町4472	0942-22-1308			○					○	○
233	久留米大学医療センター	久留米市国分町155-1	0942-22-6111		○	○					○	○
234	のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地1	0942-22-3980			○				○		

○コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「○」を記載
 ※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「○」を記載
 ※確保病床の有無：確保病床ありの場合「○」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
235	医療法人福岡桜十字花畑病院	久留米市西町914	0942-32-4565			○						○
236	医療法人松風海内藤病院	久留米市西町字神浦ノー1169番地の1	0942-32-1212			○					○	○
237	社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院	久留米市津福本町1012	0942-33-1581			○				○		
238	聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322	○	○	○	○	○	○			○
239	新古賀病院	久留米市天神町120番地	0942-38-2222	○	○	○	○				○	○
240	医療法人深川レディスクリニック	久留米市田主丸町田主丸1-28	0943-72-1122			○		○				○
241	高良台リハビリテーション病院	久留米市藤光町965番2	0942-51-3838			○					○	
242	のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730番地	0942-22-5311			○				○		
243	医療法人いづみレディスクリニック	久留米市新合川二丁目 8 番 3 3 号	0942-45-2300			○		○				○
244	産科婦人科渡辺レディースクリニック	久留米市国分町224-15	0942-21-1103			○		○				
245	村岡外科医院	久留米市東櫛原町1356	0942-32-8889			○					○	
246	南大牟田病院	大牟田市臼井町23-1	0944-57-2000			○					○	○
247	医療法人静光園第二病院	大牟田市下池町29	0944-52-8881			○				○		
248	米の山病院	大牟田市大字歴木 4 番地 1 ○	0944-51-3311	○	○	○	○				○	○
249	医療法人洗心会倉永病院	大牟田市大字吉野843	0944-58-1211			○				○		
250	独立行政法人国立病院機構大牟田病院	大牟田市大字橘1044-1	0944-58-1122	○	○							○
251	福岡県済生会大牟田病院	大牟田市大字田隈810	0944-53-2488	○	○	○					○	○
252	杉循環器科内科病院	大牟田市大字田隈950-1	0944-56-1119			○	○				○	○
253	大牟田中央病院	大牟田市大字歴木1841	0944-53-5111		○	○				○	○	○
254	医療法人けんこう兼行病院	大牟田市大字歴木977-4	0944-54-0055			○						
255	社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100	0944-54-8482		○	○	○				○	○
256	大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061		○		○	○	○		○	○
257	(医) 村尾産婦人科クリニック	大牟田市古町 1 番地 2	0944-56-3648			○		○				○
258	(医) 寿心会 木村内科医院	大牟田市大字手鎌 8 3 0 番地	0944-51-7680			○					○	○
259	(医) 杏東会東原産婦人科医院	大牟田市大字倉永 1 6 7 2 番地の 3	0944-58-1025			○		○				○
260	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施480番地2	0944-22-5811	○	○	○	○				○	○
261	馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409	0943-32-3511			○						○
262	姫野病院	八女郡広川町大字新代2316	0943-32-3611	○	○	○	○				○	○
263	医療法人広川病院	八女郡広川町大字新代930	0943-32-2001			○					○	○
264	医療法人社団慶仁会川崎病院	八女市津江 5 3 8 番地	0943-23-3005			○					○	○
265	藤本産婦人科小児科	八女市本町527	0943-23-2733			○		○				
266	医療法人 慈母会 池田レディースクリニック	八女市本村56-3	0943-23-5555			○		○				○
267	筑水会病院	八女市吉田1191	0943-23-5131			○				○		
268	柳病院	八女市吉田 2-1	0943-23-2176			○						
269	八女リハビリ病院	八女市吉田2220-1	0943-23-7272			○						
270	公立八女総合病院	八女市高塚540-2	0943-23-4131	○	○		○				○	○
271	医療法人 チクゴ医院	筑後市大字尾島685	0942-53-4350			○	○					
272	医療法人清友会植田病院	筑後市大字西牟田6359-3	0942-53-5161			○				○		
273	筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511			○					○	○

〇コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧

※受入可能な患者の区分：受入可能な患者の区分に「〇」を記載
※対応可能な特別な配慮が必要な患者：対応可能な患者の区分に「〇」を記載
※確保病床の有無：確保病床ありの場合「〇」を記載

番号	医療機関名	所在地	電話番号	受入可能な患者の区分			対応可能な特別な配慮が必要な患者					確保病床の有無
				重症	中等症Ⅱ	軽症、中等症Ⅰ	透析	妊産婦	小児	精神障がい	要介護	
274	甘木病院	朝倉市屋永2295-2	0946-22-8111			〇				〇		
275	富田産婦人科医院	朝倉市甘木1979-8	0946-22-2234			〇		〇				〇
276	朝倉医師会病院	朝倉市来春422-1	0946-23-0077	〇	〇	〇					〇	〇
277	医療法人協和病院	小郡市祇園2-1-10	0942-72-2121			〇					〇	
278	新古賀リハビリテーション病院みらい	小郡市山隈字弥八郎273-11	0942-73-0011			〇	〇				〇	
279	嶋田病院	小郡市小郡217-1	0942-72-2236	〇	〇	〇					〇	〇
280	松隈産婦人科クリニック	小郡市小郡1504	0942-73-3511			〇		〇				〇
281	福田病院	大川市大字向島1717-3	0944-87-5757		〇	〇	〇				〇	〇
282	医療法人社団高邦会高木病院	大川市大字酒見141-11	0944-87-0001	〇	〇	〇			〇			〇
283	長田病院	柳川市下宮永町523-1	0944-72-3501			〇	〇				〇	〇
284	一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	柳川市筑紫町29番地	0944-72-6171			〇					〇	〇
285	医療法人原鶴温泉病院	うきは市吉井町千年628	0943-75-3135			〇					〇	

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて**

R5.4.19時点

《外来》

	現行	変更後	算定要件（令和5年5月8日以降）
◆院内トリアージ実施料	300点	300点	受け入れ患者を限定しない外来対応医療機関（発熱患者等の診療に対応する医療機関）で、その旨を公表している。 ※8月末までに受け入れ患者を限定しない形に移行する外来対応医療機関も算定可。
		147点 (特定疾患療養管理料)	上記要件を満たしていない場合。
◆救急医療管理加算	950点	147点 (特定疾患療養管理料)	家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施した場合、 <u>発症日から起算して7日以内に限り</u> 算定可。
		950点	コロナ患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（Ⅰ）を算定する場合。

《電話や情報通信機器を用いた診療》

	現行	令和5年8月以降	算定要件
◆初診からの電話や情報通信機器を用いた診療	214点 ※令和5年 7月31日まで		初診からの電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行う場合に算定可。
◆慢性疾患等を有する定期受診患者に対し、電話や情報通信機器を用いた再診	73点 (電話等再診料) 74点 (外来診療料) ※令和5年 7月31日まで		電話や情報通信機器を用いた再診により診断や処方を行う場合に算定可。

※参考：情報通信機器を用いた診療について、A000 初診料の注1ただし書きに規定する点数（251点）を算定するには、施設基準の届出が必要。
(既に届出をしている場合は改めて届出を行う必要はない。)

《入院》

	現行	変更後	算定要件（令和5年5月8日以降）
◆ICU等の入院料	(3倍) +8,448～ +32,634点	(1.5倍) +2,112～+8,159点	重症のコロナ患者について、特定集中治療室管理料等を算定する場合
◆救急医療管理加算	(4～6倍) 3,800～5,700点	(2～3倍) 1,900～2,850点	中等症のコロナ患者（救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る）
◆二類感染症患者入院診療加算	250～1,000点		コロナ患者を必要な感染予防策を講じた上で保険医療機関に入院させた場合
	250点		コロナ患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で、 ・心大血管疾患リハビリテーション料 ・脳血管疾患等雄リハビリテーション料 ・廃用症候群リハビリテーション料 ・運動器リハビリテーション料 ・呼吸器リハビリテーション料 を算定する場合
	750点 ※30日目まで +1,900点、 その後90日目まで +950点	750点 ※14日目まで+950点	コロナから回復後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた場合（60日目まで）

◆二類感染症患者療養環境特別加算	300点	コロナ患者を個室に入院させた場合
	200点	コロナ患者を陰圧室に入院させた場合
◆在宅患者支援病床初期加算	300点	地域包括ケア病棟入院料を算定している病棟でコロナ患者を入院診療した場合
◆ハイリスク妊娠管理加算	1,200点	コロナに感染した妊婦について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合
◆ハイリスク分娩管理加算	3,200点	コロナに感染した妊産婦について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合

《在宅》

	現行	変更後	算定要件（令和5年5月8日以降）
◆院内トリアージ実施料	300点		コロナ患者及び疑い患者に対し、往診等を実施する場合であって、必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合
◆救急医療管理加算	2,850点	950点	・コロナ患者又はその看護に当たっている者からコロナに関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し、往診を実施した場合 ・在宅にて療養を行うコロナ患者であって、コロナに関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合 ※緊急往診加算と併算定可。
◆在宅移行管理加算	250点		コロナ患者及び疑い患者に対する訪問看護・指導を実施する場合について、当該患者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該患者の看護を行った場合
◆緊急訪問看護加算	265点		コロナ患者に対して、保険医療機関が緊急に訪問看護・指導を実施した場合
◆長時間訪問看護・指導加算 ／長時間精神科訪問看護・指導加算	520点		
	520点	260点	コロナ患者に対して、保険医療機関が訪問看護・指導計画に定めた訪問看護・指導を実施した場合

《高齢者施設等》

※以下、介護医療院若しくは介護老人保健施設を「介護医療院等」、
地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設を「介護老人福祉施設等」という。

	現行	変更後	算定要件（令和5年5月8日以降）
◆院内トリアージ実施料	300点		介護医療院等又は介護老人福祉施設等に入所する者がコロナに感染した場合について、必要な感染予防策を講じた上で、介護老人福祉施設等の配置医師又は介護医療院等併設保険医療機関の医師が往診等を実施する場合
◆救急医療管理加算	2,850点		コロナ患者又はその看護に当たっている者からコロナに関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し、往診を実施した場合 ※オンライン診療を実施した場合は950点

公印省略

5 疾病第 1 0 1 6 号
令和 5 年 5 月 1 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症患者に係る医療提供体制の状況把握のための
医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について

本県の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から協力依頼の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、下記のとおり、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力について
新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけ変更後も、各医療機関における負荷状況等を確認するため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力を継続してください。
- 2 日次調査、週次調査について
負担軽減を目的として、入力画面の改修が行われます。
 - (1) 改修後の調査実施期間
令和 5 年 5 月 8 日（月）から、当面の間
 - (2) 調査項目の入力要領
病院及び確保病床を有する有床診療所は別添 1、診療所は別添 2、とりまとめ団体は別添 3 のとおり。
 - (3) 改修日程について
令和 5 年 5 月 7 日（日）20:00～23:00
(この時間帯での日次調査及び週次調査の入力は御遠慮ください。)
 - (4) その他
改修後初回は、日次調査の基本情報の入力が必要となります。
- 3 G-MIS の入力等に関する問い合わせ先
厚生労働省 G-MIS 事務局 TEL 0570-783-872

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 20 日

各
都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための
医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで新型コロナウイルス感染症対策に関する取組の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握を目的に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について（協力依頼）」（令和 2 年 3 月 26 日付け事務連絡）に基づき、各医療機関等に対し、日次及び週次の情報について医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力を依頼しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療体制について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け事務連絡）においてお示ししているとおり、各都道府県による「移行計画」の策定、設備整備等の支援を通じて、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなりますが、感染状況等に応じた体制が適切に確保されているか、また各医療機関における負荷及び移行状況を確認することが必要です。

こうした観点から、各医療機関等においては医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力を継続いただくこととなりますが、負担軽減を目的として、位置づけ変更を契機に調査項目を改めて見直し、別添 1～3 のとおり整理した上で、入力画面の改修を行うこととしています。

また、令和 3 年 12 月から「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について（協力依頼）」（令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡）に基づき、各都道府県の病床確保計画上、確保病床として位置づけられた医療機関の病床の確保状況・使用率等に関する情報について、定期的に公表しているところですが、位置づけの変更後の取り扱いを併せて整理しましたので、ご確認の上、管内の医療機関等に対して、別紙及び別添 1～3 により本件の周知及び協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

記

1、日次調査、週次調査について

(1) 改修後の調査実施期間

令和5年5月8日（月）から、当面の間実施します。

(2) 調査項目

病院及び確保病床を有する有床診療所は別添1、診療所は別添2、とりまとめ団体は別添3のとおり。

(3) 改修日程について

- ・ 令和5年5月7日（日）20:00～23:00の日程で、システム改修を行います。
- ・ 改修中は、入力した情報がシステムに反映されないことが想定されます。
上記時間帯は、日次調査及び週次調査の入力をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。なお、上記時間帯は「地域病床見える化」画面に表示される情報が更新されないことについてもご承知おきの上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

(4) その他

- ・ 日次調査の基本情報は、前回ご回答時より変更がない場合は、記入不要とありますが、改修の兼ね合いから、改修後初回は、入力が必要となることについて、あらかじめご了承ください。

2、病床の確保状況・使用率等の「見える化」について

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について（協力依頼）」（令和3年11月19日付け事務連絡）により、都道府県の病床確保計画上、確保病床として位置付けられた病床を有する医療機関（以下「対象医療機関」という。）における確保病床数、即応病床数、入院中患者数について、令和3年12月22日から、国において対象医療機関ごとに公表しています。
- ・ また、「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」（令和4年1月12日付け事務連絡）において、公表頻度を令和4年1月分から月2回に変更することについて連絡したところですが、今般の位置づけ変更に伴い、令和5年5月分の公表から、公表頻度を月1回（各月の第1水曜日時点の各対象医療機関の公表対象情報を、当該月の中下旬に公表）に変更することについて、ご承知おきください。なお、感染拡大の状況によっては、調査対象日や公表頻度について変動する可能性があることを申し添えます。

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 20 日

各 医療機関管理者 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための
医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）

各医療機関におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の対策に多大なる御協力・御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

これまで新型コロナウイルス感染症対策に関する取組の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握を目的に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について（協力依頼）」（令和 2 年 3 月 26 日付け事務連絡）に基づき、各医療機関等に対し、日次及び週次の情報について医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力をご依頼しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療体制について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け事務連絡）においてお示ししているとおり、各都道府県による「移行計画」の策定、設備整備等の支援を通じて、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなりますが、感染状況等に応じた体制が適切に確保されているか、また各医療機関における負荷及び移行状況を確認することが必要です。

こうした観点から、各医療機関等においては医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力を継続いただくこととなりますが、負担軽減を目的として、位置づけ変更を契機に調査項目を改めて見直し、別添 1～3 のとおり整理した上で、入力画面の改修を行うこととしています。

また、令和 3 年 12 月から「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・利用率等の「見える化」について（協力依頼）」（令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡）に基づき、各都道府県の病床確保計画、確保病床として位置づけられた医療機関の病床の確保状況・利用率等に関する情報について、定期的に公表しているところですが、位置づけの変更後の取り扱いを併せて整理しております。

各医療機関におかれては、これまでも、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に日次及び週次で医療提供状況等に関する情報を入力いただいているところですが、上記の変更の趣旨及び内容をご確認の上、引き続きご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

1、日次調査、週次調査について

(1) 改修後の調査実施期間

令和5年5月8日（月）から、当面の間実施します。

(2) 調査項目

病院及び確保病床を有する有床診療所は別添1、診療所は別添2、とりまとめ団体は別添3のとおり。

(3) 改修日程について

- ・ 令和5年5月7日（日）20:00～23:00の日程で、システム改修を行います。
- ・ 改修中は、入力した情報がシステムに反映されないことが想定されます。
上記時間帯は、日次調査及び週次調査の入力をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。なお、上記時間帯は「地域病床見える化」画面に表示される情報が更新されないことについてもご承知おきの上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

(4) その他

- ・ 日次調査の基本情報は、前回ご回答時より変更がない場合は、記入不要としていますが、改修の兼ね合いから、改修後初回は、入力が必要となることについて、あらかじめご了承ください。

2、病床の確保状況・使用率等の「見える化」について

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について（協力依頼）」（令和3年11月19日付け事務連絡）により、都道府県の病床確保計画、確保病床として位置付けられた病床を有する医療機関（以下「対象医療機関」という。）における確保病床数、即応病床数、入院中患者数について、令和3年12月22日から、国において対象医療機関ごとに公表しています。
- ・ また、「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」（令和4年1月12日付け事務連絡）において、公表頻度を令和4年1月分から月2回に変更することについて連絡したところですが、今般の位置づけ変更に伴い、令和5年5月分の公表から、公表頻度を月1回（各月の第1水曜日時点の各対象医療機関の公表対象情報を、当該月の中下旬に公表）に変更することについて、ご承知おきください。なお、感染拡大の状況によっては、調査対象日や公表頻度について変動する可能性があることを申し添えます。

以上

医療機関 日次・週次調査シート入力要領

(病院用・確保病床を有する有床診療所) 2023年 5月8日

<はじめに>

- ・ 日次調査については実績日の翌13時までに、週次調査については毎週水曜日13時までにご報告をお願いします。
- ・ 「◎」がついている項目は、入院調整のため「地域病床見える化」画面において、各都道府県内の関係者間に公開される対象となります。
- ・ 「◆」がついている項目は、都道府県の病床確保計画上、確保病床として位置づけられた病床を有する医療機関については定期的に一般公開される対象となります。

目次

日次調査

<新型コロナウイルス感染疑い患者用外来設置状況>

開設時間内における発熱患者等の数	4
新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数	4
自院で入院調整を行った件数	4

<新型コロナウイルス感染患者の入退院状況>

◆即応病床数	4
うち新型コロナウイルス感染重症患者用病床数	4
◎◆入院中の新型コロナウイルス感染症患者数	5
うち確保病床に入院中の患者数	5
うち確保病床以外に入院中の患者数	5
うち新規入院患者数	5
うち中等症Ⅰの患者数(呼吸不全なし)	5
うち中等症Ⅱの患者数(呼吸不全あり)	5
重症患者用病床に入院中の患者数	5
うち確保病床に入院中の患者数(重症患者)	6
うち確保病床以外に入院中の患者数(重症患者)	6
うち人工呼吸器管理中の患者数(ECMO は含まない)	6
うち ECMO 管理中の患者数	6
うち ICU 入院中の患者数	6
新規退院	6
留意事項(入退院状況)	6
◆備考(入院中の新型コロナウイルス感染症患者数)	6

◎備考(他の医療機関や都道府県への連絡事項).....	7
<空床状況>	
◎新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数.....	7
うち中等症Ⅱ(呼吸不全あり)患者受入可能病床数.....	7
◎うち重症患者受入可能病床数.....	7
うち ECMO 管理患者受入可能病床数.....	7
うち人工呼吸器(ECMO なし)管理患者受入可能病床数.....	7
うち透析患者受入可能数.....	7
◎回復後患者受入可能病床数.....	7
全空床数.....	8
留意事項(空床状況).....	8
ICU 空床数.....	8
空床数(透析).....	8
<人材について>	
新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる医師の総数.....	8
うち、本人の感染以外を理由に休んでいる医師の数.....	8
新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる看護職員の総数.....	8
うち、本人の感染以外を理由に休んでいる看護職員の数.....	9
<基本情報>	
◎◆確保病床数.....	9
うち新型コロナウイルス感染重症患者用病床.....	9
◎搬送調整用連絡先.....	9

週次調査

<外来ひっ迫状況>	
新型コロナウイルス感染症の疑いのある外来患者への診療・検査の状況.....	10
電話対応状況.....	10
受付・受診待ちによる行列等発生状況.....	10
<医療資材状況>	
<医療機器リソース>	
人工呼吸器稼働数.....	10
ECMO(体外式膜型人工肺)稼働数.....	10
CHDF(持続緩徐式血液濾過透析)稼働数.....	10
<基本情報>.....	
全病床数.....	11
ICU 病床数.....	11
ICU 内の新型コロナウイルス感染患者以外の患者用病床数.....	11

全透析病床数	11
PCR 検査実施状況の可否	11
新型コロナウイルス感染症回復後患者を受け入れる後方支援医療機関	11
人工呼吸器	11
ECMO	11
CHDF	11
診察室数	11
「外来対応医療機関」としての開設時間	11

目次調査

＜新型コロナウイルス感染疑い患者用外来設置状況＞

開設時間内における発熱患者等の数

診察室が複数ある場合には、全ての診察室で診察を行った人数の合計をご記載ください。

新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数

「実績日」の24 時間にPCR 検査（LAMP 法検査等を含む。）、抗原定量検査又は抗原定性検査（簡易キット）のいずれかの検査を目的として検体を採取した人数を入力してください。同一人について異なる検査や同じ検査のために複数回検体を採取した場合でも「1」とカウントしてください

入院患者に対してPCR 検査（LAMP 法検査等を含む。）、抗原定量検査又は抗原定性検査（簡易キット）のために検体を採取した場合を含めた数（退院の際の陰性確認検査のための検体採取人数は除く。）を入力してください。外来対応医療機関としての開設時間外に検査を行った場合、その検査数も含めて入力してください。

自院で入院調整を行った件数

新型コロナウイルス感染症患者について、自治体等が関与せず自院で入院調整を行った件数（そのまま自院に入院した件数は除く。）をご回答ください。

＜新型コロナウイルス感染患者の入退院状況＞

◆即応病床数

新型コロナウイルス感染症入院患者受入医療機関において、現時点（フェーズ）における、都道府県からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床数をご回答ください。

例えば、フェーズ2 の状況下において、都道府県からの要請で即応病床数を20床確保している場合、既にコロナ患者を受け入れている病床数が10床であっても都道府県からの要請数である20床をご記入下さい。（実際に受け入れ可能な病床数については、当該項目ではなく「新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数」の項目にご記入ください。）

なお、即応病床を有さない場合には、0 とご記入下さい。

うち新型コロナウイルス感染重症患者用病床数

上記の「即応病床数」のうち、現時点（フェーズ）における、都道府県と調整済みの新型コロナウイルス感染重症患者用病床数をご回答ください。新型コロナウイルス感染重症患者用病床を有さない場合には、0 とご記入下さい。

◎◆入院中の新型コロナウイルス感染症患者数

「実績日」の23 時59 分時点で、貴院に入院中の患者のうち、新型コロナウイルス感染症と診断されている患者数をご記載ください。入院中患者がいらない場合には、0 とご記入下さい。

うち確保病床に入院中の患者数

「実績日」の23 時59 分時点で、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数のうち、貴院の確保病床（※1）に入院している、新型コロナウイルス感染患者数をご回答ください。当該病床に入院中の患者がいらない場合及び確保病床を有さない場合は、0 とご記入下さい。

（※1）確保病床とは、自都道府県の病床確保計画に位置づけられた、受入要請があれば患者受入を行うことについて都道府県と調整済みの病床

うち確保病床以外に入院中の患者数

「実績日」の23 時59 分時点で、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数のうち、貴院の確保病床以外に入院している、新型コロナウイルス感染患者数をご回答ください。当該病床に入院中の患者がいらない場合は、0 とご記入下さい。

うち新規入院患者数

貴院に「実績日」の0:00～23:59に入院した患者のうち、新型コロナウイルス感染症と診断されている患者数をご記載ください。新規入院患者がいらない場合には、0 とご記入下さい。

うち中等症Ⅰの患者数（呼吸不全なし）

「実績日」の23時59分時点で、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数のうち、中等症Ⅰとして診断されている、新型コロナウイルス感染症患者数をご記載ください。中等症Ⅰと診断されている患者がいらない場合には、0 とご記入ください。

うち中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）

「実績日」の23時59分時点で、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数のうち、中等症Ⅱと診断されており酸素投与が行われている、新型コロナウイルス感染症患者数をご記載ください。酸素投与を行っている患者がいらない場合には、0 とご記入ください。

重症患者用病床に入院中の患者数

「実績日」の23 時59 分時点で、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数のうち、新型コロナウイルス感染重症患者用病床（※2）に入院中の新型コロナウイルス感染患者数をご記載ください。入院中の新型コロナウイルス感染症患者数のうち数になります。新型コロナウイルス感染重症患者用病床に入院中の患者がいらない場合には、0 とご記入下さい。

（※2）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」分類と同様、単なる病床の区分で判断するのではなく、「ICUに入

室又は人工呼吸器が必要」な重症者の治療ができる設備・医療従事者の体制が確保されている病床。ここでいう「ICUに入室」とは、診療報酬上の定義により「特定集中治療室管理料」、「救命救急入院料」、「ハイケアユニット入院医療管理料」、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」、「小児特定集中治療室管理料」、「新生児特定集中治療室管理料」、「総合周産期特定集中治療室管理料」又は「新生児治療回復室入院管理料」の区分にある病床での治療が必要な患者のことをいう。

うち確保病床に入院中の患者数（重症患者）

「実績日」の23時59分時点で、上記の「重症患者用病床に入院中の患者数」のうち、確保病床に入院している新型コロナウイルス感染患者数をご回答ください。入院中患者がいない場合及び確保病床を有さない場合は、0とご記入下さい。

うち確保病床以外に入院中の患者数（重症患者）

「実績日」の23時59分時点で、上記の「重症患者用病床に入院中の患者数」のうち、確保病床以外に入院している新型コロナウイルス感染患者数をご回答ください。入院中患者がいない場合及び確保病床を有さない場合は、0とご記入下さい。

うち人工呼吸器管理中の患者数（ECMOは含まない）

「実績日」の23時59分時点で、上記の「重症患者用病床に入院中の患者数」のうち、人工呼吸器管理されている、新型コロナウイルス感染患者数をご記載ください。人工呼吸器管理中の患者がいない場合には、0とご記入下さい。

うちECMO管理中の患者数

「実績日」の23時59分時点で、上記の「重症患者用病床に入院中の患者数」のうち、体外式膜型人工肺（ECMO）管理されている、新型コロナウイルス感染患者数をご記載ください。ECMO管理中患者がいない場合には、0とご記入下さい。

うちICU入院中の患者数

「実績日」の23時59分時点で、上記の「重症患者用病床に入院中の患者数」のうち、ICU（※3）に入院している、新型コロナウイルス感染患者数をご回答ください。ICU入院中患者がいない場合、ICU病床を有さない場合には、0とご記入下さい。

（※3）「特定集中治療室管理料」、「救命救急入院料」を算定している病床とします。

新規退院

「実績日」の24時間に退院した患者数をご記載ください。新規退院患者がいない場合には、0をご記入下さい。

留意事項（入退院状況）

◆備考（入院中の新型コロナウイルス感染症患者数）

入院中の新型コロナウイルス感染症患者数が記載の通りとなっている理由や状況について、必要であれば80字以内でご記入ください。記入が不要の場合は次のチェックボックスにチェックをしてください。

記載例としては以下のようなものが考えられます。

＜病棟・病床の特殊性に関連するもの＞

- ・ 認知症患者向け病床
- ・ 全て精神科疾患を有する感染者向け
- ・ 透析患者用
- ・ 妊産婦用
- ・ （コロナ以外の）院内感染対応中

◎備考（他の医療機関や都道府県への連絡事項）

搬送調整等において、都道府県あるいは他の医療機関に対し、連絡事項がある場合は255字以内でご記入下さい。

患者情報などの個人情報記入しないでください。

＜空床状況＞

◎新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数

貴院において、確保病床に限らず、新型コロナウイルス感染患者を受け入れ可能な病床（※4）数をご記載ください。新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床がない場合には、0とご記入下さい。

うち中等症Ⅱ（呼吸不全あり）患者受入可能病床数

貴院において、新型コロナウイルス感染中等症Ⅱ患者（呼吸不全あり、酸素投与が必要）を受け入れ可能な病床数をご記載ください。

◎うち重症患者受入可能病床数

貴院において、新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数のうち、重症患者を受け入れ可能な病床数をご記載ください。

うちECMO管理患者受入可能病床数

貴院において、ECMO管理が必要な新型コロナウイルス感染重症患者を受け入れ可能な重症者用病床数をご記載ください。

うち人工呼吸器（ECMOなし）管理患者受入可能病床数

貴院において、人工呼吸器（ECMOなし）管理が必要な新型コロナウイルス感染重症患者を受け入れ可能な重症者用病床数をご記載ください。

うち透析患者受入可能数

貴院において、透析管理が必要な新型コロナウイルス感染患者を受け入れ可能な病床数をご記載ください。既に貴院へ入院し透析を行っている新型コロナウイルス感染透析患者は含まないこととします。

◎回復後患者受入可能病床数

「実績日」の23時59分時点での、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れ可能な病床数をご回答ください。該当の病床がない場合には、0とご記入下さい。

(※4) 「受け入れ可能な病床」とは、空床である又は入院している患者をすぐに転床させることにより、即時患者を受け入れられる病床のことを指し、既に患者が入院している病床は含みません。

全空床数

貴院の各類型における、「実績日」の23 時59 分時点での空床数をご記載ください。その日に予定入院を行う場合は、その病床は埋まっているものと扱ってください。空床がない場合には、0 とご記入下さい。

留意事項（空床状況）

ICU空床数

「実績日」の23 時59 分時点でのICUの空床数をご記載ください。その日に予定入院を行う場合は、その病床は埋まっているものと扱ってください。ICU病床を有さない場合、ICUに空床がない場合には、0 とご記入下さい。

空床数（透析）

貴院において、透析が施行できる空床の数をご回答ください。

<人材について>

新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる医師の総数

「実績日」の24時間に把握した、新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる（※5）医師の総数を記載してください。歯科医師は含みません。当該医師の勤務形態（常勤・非常勤）や勤務時間は問わず、実績日に開始するはずだった勤務（当直を含む）を休んだ場合は1人と計上してください。「実績日」の勤務時間の途中から休んだ場合も1人として計上してください。「実績日」の勤務時間の途中から勤務に復帰した場合は含みません。日を跨ぐ勤務を休んだ場合は、当該勤務の途中から休んだ場合であっても、当該勤務の開始時点の日に休んだものとして計上してください。なお、貴院の把握する数値の定義の一部が上記と異なる場合（把握する時間の範囲や当直の扱い）でも、休んでいる医師の総数として整合性があれば、貴院の把握する数値を入力頂いても構いません。

うち、本人の感染以外を理由に休んでいる医師の数

「実績日」の24時間に把握した、「新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる医師」のうち、休んでいる本人が新型コロナウイルス感染症の感染者であること以外を理由に休んでいる（※6）医師の人数。なお、発熱等の症状が出現し疑い患者となったことが判明した場合は含みません。

新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる看護職員の総数

「実績日」の24時間に把握した、新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる（※5）看護職員の総数を記載してください。看護職員には看護師、准看護師、助産師、保健師を含み看護補助者は含みません。当該看護職員の勤務形態（常勤・非常勤）や勤務時間は問わず、実績日に開始するはずだった勤務（夜勤等を含む）を休んだ場合は1人と計上してください。「実績日」の勤務時間の途中から休んだ場

合も1人として計上してください。「実績日」の勤務時間の途中から勤務に復帰した場合は含みません。日を跨ぐ勤務を休んだ場合は、当該勤務の途中から休んだ場合であっても、当該勤務の開始時点の日に休んだものとして計上してください。なお、貴院の把握する数値の定義の一部が上記と異なる場合（把握する時間の範囲や夜勤の扱い）でも、休んでいる看護職員の総数として整合性があれば、貴院の把握する数値を入力頂いても構いません。

うち、本人の感染以外を理由に休んでいる看護職員の数

「実績日」の24時間に把握した、新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる看護職員のうち、休んでいる本人が新型コロナウイルス感染症の感染者であること以外を理由に休んでいる（※6）看護職員の人数。なお、発熱等の症状が出現し疑い患者となったことが判明した場合は含みません。

（※5） 「新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる」とは、休んでいる本人が新型コロナウイルス感染症の感染者であること、新型コロナウイルス感染症に関連した小学校等の休校等により家族の世話が必要になったこと、家族が新型コロナウイルス感染症の感染者となり世話が必要になったことなどを理由として休んでいることが想定されます。

（※6） 「休んでいる本人が新型コロナウイルス感染症の感染者や疑い患者であること以外を理由に休んでいる」とは、新型コロナウイルス感染症に関連した小学校等の休校等により家族の世話が必要になったこと、家族が新型コロナウイルス感染症の感染者となり世話が必要になったことなどを理由として休んでいることが想定されます。

（前回日次調査ご回答時より変更がない場合、以下の項目は記入不要です。）

<基本情報>

◎◆確保病床数

自都道府県の病床確保計画に位置づけられた、受入要請があれば患者受入を行うことについて都道府県と調整済みの最大の病床数をご回答ください。確保病床を有さない場合には、0とご記入下さい。

うち新型コロナウイルス感染症重症患者用病床

確保病床数のうち新型コロナウイルス感染症重症患者の受入要請があれば、患者受入を行うことについて都道府県と調整済みの病床数をご回答ください。

◎搬送調整用連絡先

搬送調整の際に用いる連絡先が代表電話以外にある場合は、記入下さい。

週次調査

<外来ひっ迫状況>

新型コロナウイルス感染症の疑いのある外来患者への診療・検査の状況

記入日（※7）の前週月曜日～金曜日において、診療枠の関係で、当日中の来院を断っているかどうかを目安に、ひっ迫が生じていたかについてご回答下さい。

電話対応状況

記入日（※7）の前週月曜日～金曜日において、患者からの架電が繋がりにくい事態が生じていたかについてご回答下さい。

受付・受診待ちによる行列等発生状況

記入日（※7）の前週月曜日～金曜日において、外来患者が窓口で殺到し、行列ができる等の事態が生じていたかについてご回答下さい。

（※7）回答期限（毎週水曜日）を指します。

<医療資材状況>

- 類型ごとの前日時点の在庫量、現在の在庫の備蓄見通し、今後1週間あたりの想定消費量、今後1週間に購入できる見込量についてご記載ください。また、国からの医療用物資の緊急配布を希望する場合には、配布条件を確認した上で、チェックを記入してください。
- 今後1週間あたりの想定消費量や物資購入の見込量等の記載にあたっては、診療状況等を踏まえた適正な数値をご記載ください。
- 記載いただいた内容については、必要に応じて都道府県又は国の担当者から照会させていただくとともに、情報の取扱に留意しつつ、その一部を公表させていただく場合がありますのでご承知おきください。

<医療機器リソース>

人工呼吸器稼働数

人工呼吸器とは、汎用人工呼吸器、成人用人工呼吸器であって、基本的に重症肺炎の成人に使用可能なもので、気管挿管に対応可能なものを指します。

記入日（※7）の前週水曜日の23時59分時点で稼働している人工呼吸器の台数をご回答ください。

ECMO（体外式膜型人工肺）稼働数

記入日（※7）の前週水曜日の23時59分時点で稼働しているECMOの台数をご記載ください。

CHDF（持続緩徐式血液濾過透析）稼働数

記入日（※7）の前週水曜日の23時59分時点で稼働しているCHDFの台数をご記載ください。

<基本情報>

全病床数

一般病床だけでなく、感染症病床、結核病床、精神病床、療養病床を含めた、稼働病床数をご回答ください。

ICU病床数

ICU内の新型コロナウイルス感染患者以外の患者用病床数

ICU内で、新型コロナウイルス感染症患者以外の疾患のために確保されている病床数をご回答ください。ICU病床を有さない場合、該当の病床の規定がない場合には、0とご記入下さい。

全透析病床数

貴院で透析が可能な全病床数をご回答ください。

PCR検査実施状況の可否

貴院においてPCR 検査（LAMP 法検査等を含む。）を実施可否について☑を入れてください。外注して当該検査を行っている場合には「不可能」を選択してください。

新型コロナウイルス感染症回復後患者を受け入れる後方支援医療機関

貴院が、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たしたが、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる後方支援医療機関であるかどうかについて、はい、または、いいえを選択してください。

人工呼吸器

貴院で保有している人工呼吸器の台数をご回答ください。

ECMO

貴院で保有しているECMOの台数をご回答ください。

CHDF

貴院で保有しているCHDFの台数をご回答ください。

診察室数

「外来対応医療機関」として発熱患者等を診療するために設置している診察室の数を入力してください。

「外来対応医療機関」としての開設時間

原則、指定の際に報告した開設時間を入力してください。ただし、地域における流行状況や発熱患者数の増減に応じて、開設時間を変更した場合には、変更後の開設時間を入力してください。（開設時間を変更した場合は管内の都道府県や保健所等に連絡してください。地域の医療機関間で変更後の開設時間を共有する必要があります。）

※入力は、15 分単位まで可能です。（例：5.0、5.25（＝5 時間15 分）、5.5（＝5 時間30 分）、5.75（＝5 時間45 分）時間）

※診察室が複数ある場合は、全ての診察室での開設時間の合計を入力してください。

（例：2つの診察室を5時間ずつ開設した場合、10 時間と入力してください）。

医療機関 日次・週次調査シート入力要領

(診療所用) 2023年 5月8日

<はじめに>

- ・ 自院で日々の実績等を直接入力する「外来対応医療機関」等の診療所向けの入力要領です。
※ 「外来対応医療機関」に指定されていない診療所は、週次調査の「外来ひっ迫状況」は必須入力、それ以外は任意入力です。
- ・ 日次調査については実績日の翌13時までに、週次調査については毎週水曜日13時までにご報告をお願いします。

日次調査（診療所）

<新型コロナウイルス感染疑い患者用外来設置状況>

開設時間内における発熱患者等の数

診察室が複数ある場合には、全ての診察室で診察を行った人数の合計をご記載ください。

新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数

「実績日」の24 時間にPCR 検査（LAMP 法検査等を含む。）、抗原定量検査又は抗原定性検査（簡易キット）のいずれかの検査を目的として検体を採取した人数を入力してください。同一人について異なる検査や同じ検査のために複数回検体を採取した場合でも「1」とカウントしてください

外来対応医療機関としての開設時間外に検査を行った場合、その検査数も含めて入力してください。

自院で入院調整を行った件数

新型コロナウイルス感染症患者について、自治体等が関与せず自院で入院調整を行った件数(そのまま自院に入院した件数は除く。)をご回答ください。

週次調査（診療所）

＜外来ひっ迫状況＞

新型コロナウイルス感染症の疑いのある外来患者への診療・検査の状況

記入日（※）の前週月曜日～金曜日において、診療枠の関係で、当日中の来院を断っているかどうかを目安に、ひっ迫が生じていたかについてご回答下さい。

電話対応状況

記入日（※）の前週月曜日～金曜日において、患者からの架電が繋がりにくい事態が生じていたかについてご回答下さい。

受付・受診待ちによる行列等発生状況

記入日（※）の前週月曜日～金曜日において、外来患者が窓口で殺到し、行列ができる等の事態が生じていたかについてご回答下さい。

（※）回答期限（毎週水曜日）を指します。

＜医療資材状況＞

- 類型ごとの前日時点の在庫量、現在の在庫の備蓄見通し、今後1週間あたりの想定消費量、今後1週間に購入できる見込量についてご記載ください。また、国からの医療用物資の緊急配布を希望する場合には、配布条件を確認した上で、チェックを記入してください。
- 今後1週間あたりの想定消費量や物資購入の見込量等の記載にあたっては、診療状況等を踏まえた適正な数値をご記載ください。
- 記載いただいた内容については、必要に応じて都道府県又は国の担当者から照会させていただくとともに、情報の取扱に留意しつつ、その一部を公表させていただく場合がありますのでご承知おきください。

＜基本情報＞

診察室数

「外来対応医療機関」として発熱患者等を診療するために設置している診察室の数を入力してください。

「外来対応医療機関」としての開設時間

原則、指定の際に報告した開設時間を入力してください。ただし、地域における流行状況や発熱患者数の増減に応じて、開設時間を変更した場合には、変更後の開設時間を入力してください。（開設時間を変更した場合は管内の都道府県や保健所等に連絡してください。地域の医療機関間で変更後の開設時間を共有する必要があります。）

※入力は、15 分単位まで可能です。（例：5.0、5.25（＝5 時間15 分）、5.5（＝5 時間30 分）、5.75（＝5 時間45 分）時間）

※診察室が複数ある場合は、全ての診察室での開設時間の合計を入力してください。

（例：2つの診察室を5時間ずつ開設した場合、10 時間と入力してください。）

医療機関 日次・週次調査シート入力要領

(とりまとめ団体用) 2023年5月8日

<はじめに>

- ・ 「外来対応医療機関」からの報告をとりまとめて入力する団体向けの入力要領です。
※「外来対応医療機関」に指定されていない医療機関は、とりまとめ団体による報告はできません。各医療機関において直接入力をお願いします
- ・ 日次調査については、実績日の翌13時までにご報告をお願いします。

日次調査 (とりまとめ団体)

<とりまとめ医療機関数>

当該日の報告(「実績日」の24時間分)における、とりまとめ団体でまとめて実績等の報告を行う「外来対応医療」数を入力してください。

<新型コロナウイルス感染疑い患者用外来設置状況>

開設時間内における発熱患者等の数

まとめて実績等の報告を行う「外来対応医療機関」における、診療を行った発熱患者等の合計人数を入力してください。

新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数

まとめて実績等の報告を行う「外来対応医療機関」における、「実績日」の24時間にPCR検査(LAMP法検査等を含む。)、抗原定量検査又は抗原定性検査(簡易キット)のいずれかの検査を目的として検体を採取した人数を入力してください。同一人について異なる検査や同じ検査のために複数回検体を採取した場合でも「1」とカウントしてください

外来対応医療機関としての開設時間外に検査を行った場合、その検査数も含めて入力してください。

自院で入院調整を行った件数

まとめて実績等の報告を行う「外来対応医療機関」における、新型コロナウイルス感染症患者について、自治体等が関与せず自院で入院調整を行った件数(そのまま自院に入院した件数は除く。)をご回答ください。

FAQ一覧（2022/2/14時点）

#	タイトル	詳細
1	指定日まで遡って入力するのですか。	可能な範囲で過去の実績の入力をお願いいたします。
2	操作方法、ユーザアカウントやパスワードの再発行等の問い合わせはどこにしたらよいでしょうか。	厚生労働省G-MIS事務局 電話番号：0570-783-872(平日9時～17時。土日祝日を除く。1月12日から稼働)にお問い合わせください。 ※システム改修に伴い事務局の電話番号が変更になっていますのでご注意ください。
3	ユーザ名（ログインID）が分からないので教えてください。	厚生労働省G-MIS事務局 電話番号：0570-783-872(平日9時～17時。土日祝日を除く。1月12日から稼働)にお問い合わせください。 ※システム改修に伴い事務局の電話番号が変更になっていますのでご注意ください。
4	ユーザ名（ログインID）は変更できますか。	ユーザ名（ログインID）は変更することが出来ません。
5	パスワードが分からない（紛失した／忘れてしまった）ので教えてください。	・まずは、ご自身でパスワードリセットを行い再設定してください。 https://www.med-login.mhlw.go.jp/ にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ユーザ名（ログインID）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。 ・もしくは、厚生労働省G-MIS事務局：password@g-mis.net にユーザ名（ログインID）と医療機関の情報とともにお問い合わせいただくことで照会可能です。 ・いずれも不可能な場合は厚生労働省G-MIS事務局（0570-783-872）にお電話ください。医療機関名やユーザ名（ログインID）等を確認させていただいた後にリセットの手続きをご案内いたします。
6	パスワードの変更方法を教えてください。	ご自身でパスワードリセットを行い変更してください。 https://www.med-login.mhlw.go.jp/ にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ユーザ名（ログインID）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。
7	システム利用の推奨環境を教えてください。	以下のブラウザが推奨環境となります。Internet Explorerは利用できませんのでご注意ください。 ・Microsoft Edge最新版 ・Mozilla Firefox最新版 ・Google Chrome最新版 ・Safari最新版
8	スマートフォン、タブレットでも入力できますか。	入力可能です。
9	インターネット環境がない場合、FAXでの報告も可能ですか。	WEB入力をお願いしております。 またログインURL、ユーザ名（ログインID）および初期パスワード設定URLは登録いただいたメールアドレス宛てに送付します。 インターネット環境がない場合は、郡市区医師会等のとりまとめ団体を通じて報告もご検討ください。 なお、とりまとめは郡市区医師会に限りません。 WEBによる調査回答に対応できない医療機関は、管轄自治体までご相談下さい。
10	システム操作マニュアルはWebで見ることができますか。	G-MISログイン後の画面からダウンロード可能です。 また、厚生労働省ホームページのG-MISのページからも閲覧可能です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
11	HER-SYSとG-MISのパスワードは同じですか。	HER-SYSとG-MISのパスワードは異なりますのでログイン時はそれぞれで設定されているパスワードを入力してください。
12	G-MISのユーザ名（ログインID）を保有していますが、とりまとめ団体から日次調査・週次調査の報告は可能ですか。	とりまとめ団体から日次調査・週次調査を報告することは可能です。とりまとめ団体を通じて報告する医療機関は、G-MISから重複して報告しないようにしてください。
13	毎日入力が必要ですか。当日中に入力が必要ですか。	基本的には毎日の入力をお願いします。ただし毎日の入力が困難な場合は、まとめた入力も可能ですが、その場合でも「日別」の実績を少なくとも週1回入力してください。
14	調査はいつまでに回答すれば良いでしょうか。	日次調査につきましては、毎日13時までにご提出ください。週次調査は、毎週水曜日13時までにご報告をお願いします。 休診日等で回答できない日につきましては未回答分を、診療日にまとめて登録をお願いします。
15	土日・祝日といった、休診日の入力はどのように行えば宜しいでしょうか。	休診日等で入力する実績がない場合は回答は不要です。 入力日が休診日にあたる場合は翌診療日以降の登録でかまいません。
16	自院の情報を閲覧できますか。また情報を修正できますか。	ユーザ名（ログインID）とパスワードでログイン後に閲覧可能です。過去に報告した内容の修正も可能です。
17	報告内容に誤りがあり、修正をしたいのですが可能ですか。	修正可能です。修正方法はマニュアルをご参照ください。
18	以前に入れた値は参照できますか。	はい。参照できます。
19	団体のとりまとめ報告とはなんですか。	個別の医療機関が独自に入力するのではなく、団体（たとえば郡市区医師会等）に報告し、団体がG-MISに入力する方法を選択できます。 団体がとりまとめて報告する場合は、都道府県から厚生労働省に対する指定報告の際に、報告主体を「団体」として団体名等を事前に報告いただく必要がありますので、団体を通じて報告する際には、都道府県にご相談ください。
20	入力は、開設した日のみでよいですか。	診療状況については、診療検査医療機関としての開設時間内の実績を入力してください。 ただし、検査実績については、それ以外の時間であっても可能な限り入力をお願いします。
21	患者がいなかった日も入力が必要ですか。	診療・検査医療機関として開設した場合は、実績を0と入力してください。 診療・検査医療機関として開設せず患者もいなかった場合は入力は不要です。
22	G-MISで入力したら、現在行っている保健所や都道府県への報告は不要ですか。	厚生労働省への日々の実績報告は、G-MISでの入力のみで構いません。 その他、都道府県独自の調査等のための報告については、管轄の保健所等にお問い合わせください。
23	診療のみを行う医療機関も入力が必要ですか。	診療のみを行う診療・検査医療機関についても、診療状況については入力をお願いします。
24	自院は新型コロナウイルス感染症の検査を行わず、医師会運営のPCR外来に紹介して検査を行う場合は入力が必要ですか。	診療状況の報告をお願いします（検査は検査センターにおいて入力いただきます）。
25	インフルエンザの検査のみを行う医療機関も入力が必要ですか。	インフルエンザの検査のみを行う場合であっても、その診療状況について入力をお願いします。
26	行政検査を行う医療機関としての契約はしているが、診療・検査医療機関として指定されていない場合、G-MISでの報告は必要ですか。	指定されていない医療機関であっても、行政検査の委託契約を行っている場合はユーザアカウントを付与しますので入力をお願いします。 ただし、受診状況の入力は不要です。
27	ドライブスルーで検査をした場合の診療室数のカウントはどうしたらよいですか。	検体採取をするライン数でカウントしてください。
28	診療・検査医療機関としての開設時間外の受診・検査も登録が必要ですか。	診療状況については、診療・検査医療機関としての開設時間内の実績を入力してください。ただし、検査実績については、それ以外の時間であっても可能な限り入力をお願いします。
29	日々の調査報告内容は変化なく同様のので、事務局で代理登録して欲しい。	大変申し訳ございません。代理で登録することができかねますため、恐れ入りますが日次および週次にてご報告をお願い致します。
30	診療・検査医療機関としての開設時間内において、発熱患者以外の患者を診察した場合は計上するのですか。	発熱がない患者であっても、症状から新型コロナウイルスへの感染が疑われるとして診療した場合は計上してください。
31	開設時間内における発熱者数について、発熱（37.5℃以上）が無い咽頭痛や咳の患者が受診した場合も含めるのですか。	発熱がない患者であっても、症状から新型コロナウイルスへの感染が疑われるとして診療した場合は計上してください。
32	新型コロナウイルス感染症が疑われる患者以外の発熱患者も報告するのですか。	診断名にかかわらず報告をお願いします。
33	発熱患者数と検査状況の総人数は合致しなくてはならないのですか。	合致する必要はありません。
34	「新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数」の欄には、検体採取の人数の過去からの累計を入力するのですか。	過去からの累計を入力するものではありません。 報告日の前日24時間に、検体採取した総人数を入力してください。

FAQ一覧（2022/2/14時点）

#	タイトル	詳細
35	週次調査に載っている物品は何を指していますか。	1. サージカルマスク：通常医療用として使用されるマスク。 2. N95マスク：N95規格をクリアし、認可された微粒子用マスク（防じんマスク）。 3. フェイスシールド：顔全体を保護する目的で、顔の全体を覆う保護器具。 4. サージカルガウン：身体を保護する袖付きの保護器具。 5. アイソレーションガウン：身体を保護する袖付きの保護器具。サージカルとの違いは、保護性能が前面なのがサージカルガウン・全体がアイソレーションガウン。 6. スワブ（検体検査用）：綿棒上の検体採取キット。コロナ用に限定せず全数での報告を依頼。
36	収集した情報はどのように公開するのですか。	収集した情報については、都道府県に対して、それぞれの区域内の医療機関の情報を即時共有いたします。 診療等に支障のない範囲内で広く一般に提供することが有用な情報に関しては、厚生労働省及び内閣官房のホームページで一般向け情報として公開可能なデータとして提供しております。
37	日次調査締め切り時刻に間に合わなかった分を、翌日の報告分を含めて報告してもよいでしょうか。	翌日分を含めるのではなく、「診療を行った日」「検査を行った日」の実績を修正して報告してください。
38	検査実施総人数とその内訳の人数は一致しなくてもよいでしょうか。	基本的には一致すると思われますが、入力要領にあるように、検査実施総人数は「同一人について異なる検査や同じ検査のために複数回検体を採取した場合でも「1」とカウント」することになっているため、検査実施総人数とその内訳の人数が一致しないことはあります。
39	以下のような場合については、検査実施人数、検査結果判明件数を報告する必要がありますか。①検査希望者等への自費検査 ②不安を抱える妊婦への検査 ③院内規約による入院患者全員に対する検査 ④無症状の入院患者への検査 ⑤病院や福祉施設に入院・入所する際の検査	検査実施人数、検査結果判明件数のいずれも報告する必要があります。なお、いわゆる行政検査として行う場合を除き、「うち無症状者の希望に基づく検査等」欄に検査数を入力してください。
40	入院中の陽性患者への検査（退院の際の陰性確認のための検査）について、検査実施人数、検査結果判明件数を報告する必要がありますか。	検査実施人数の報告は不要ですが、検査結果判明件数の報告は必要です。
41	濃厚接触の疑いにより無症状者に対して検査を行った場合、検査実施人数の「うち無症状者の希望に基づく検査等」の欄に入力するのでしょうか。	「うち無症状者の希望に基づく検査等」の欄は、いわゆる行政検査以外の検査数を入力するためのものです。御質問の場合は行政検査であると考えられますが、そうであれば、「うち無症状者の希望に基づく検査等」欄に入力しないでください。
42	1人に対して、PCR検査と抗原（定量・定性）検査の検体を採取した場合、検査数は2となるのでしょうか。	検査実施総人数を「1」と入力した上で、内訳の「PCR検査実施人数」と「抗原（定量・定性）検査実施人数」についてもそれぞれ「1」と入力してください。
43	LAMP法やTRC法等による検査について検査件数に含めてよいでしょうか。	厚生労働省の承認を受けている、LAMP法、TRC法などPCR法以外の核酸増幅法検査についても、検査分析を実施した場合は、PCR検査結果判明件数として報告してください。
44	日次調査における「実績日」と「提出日」の違いを教えてください。	「実績日」：各種入力値の実績となる日。00時00分～23時59分の実績をご報告ください。 「提出日」：回答を入力頂きたい日（実績日の翌日）となります。
45	開設時間を設けない場合、日次調査の①診療・検査医療機関としての開設時間（時間）、②開設時間内における発熱患者等の数（人）、③新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数（人）の入力方法がわからない	①「診療・検査医療機関としての開設時間（時間）」には実績（診療時間が発生した時間）を入力ください。 最小単位は0.25（15分）となります。 開設したにもかかわらず発熱患者数が0の場合も開設時間は実績を入力ください。 ②「開設時間内における発熱患者等の数（人）」は①の診療時間内の発熱患者数を入力ください。 ③「新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数（人）」は開設時間外の人数も含めて入力ください。
46	令和3年6月1日に行ったG-MISへの項目追加の目的は何か。	これまで複数回の感染拡大の波を経験する中で明らかとなってきた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制における課題に対し、今後は、「チェックポイント」を設定し、定期的に評価を行い、患者フローの目詰まりや一般医療への影響が見られる場合には、その状況を詳しく分析し、解消・改善を図ることが重要であると考えています。（参考：令和3年3月24日事務連絡 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について https://www.mhlw.go.jp/content/000758011.pdf ） 新規追加項目は、 ・新型コロナウイルス感染症医療の提供体制を正確に把握すること、 ・新型コロナウイルス感染症以外の患者の受入がどれだけ逼迫しているのかを確認すること、 ・それにより一般医療がどれだけ制限を受けているのかを確認すること、 を目的として設定しています。 日々、診療にご尽力頂いているなか大変恐縮ではございますが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。
47	新設の週次報告項目（診療実績）について、・集計を行う理由はなにか？・月単位のレセプトの報告で代用できないか？	これまで複数回の感染拡大の波を経験する中で明らかとなってきた、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制における課題に対し、今後は、「チェックポイント」を設定し、定期的に評価を行い、患者フローの目詰まりや一般医療への影響が見られる場合には、その状況を詳しく分析し、解消・改善を図ることが重要であると考えています。（参考：令和3年3月24日事務連絡 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について https://www.mhlw.go.jp/content/000758011.pdf ） 今回新設した、週次項目の ・全身麻酔下での手術件数 ・心臓・血管カテーテル術の実施件数 ・外来化学療法（抗悪性腫瘍剤）の投与件数 ・分娩数 に関しては、レセプト等で集計する場合には、リアルタイムに一般医療の状況を確認することができないことから、各都道府県がリアルタイムに一般医療の逼迫状況を確認できるようG-MIS上でご報告頂くため、新規項目とさせて頂きました。 日々、診療にご尽力頂いているなか大変恐縮ではございますが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。
48	週次項目の「外来化学療法（抗悪性腫瘍剤）の投与件数」に計上すべきものは何か。	外来化学療法加算1・2の件数について、（1）抗悪性腫瘍剤を注射した場合のみが今回の計上の対象です。 （2）抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合は計上対象になりません。 ※参考 以下の4つが計上対象にあたります。 ・外来化学療法加算1 （1）抗悪性腫瘍剤を投与した場合 ①15歳未満 820点 ②15歳以上 600点 ・外来化学療法加算2 （1）抗悪性腫瘍剤を投与した場合 ①15歳未満 740点 ②15歳以上 470点
49	コールセンターの対応時間を教えてください。	コールセンター（0570-783-872）の対応時間は平日9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）とさせて頂いております。 G-MISログイン後のホーム画面にある問い合わせフォームからも問い合わせを受け付けております。（対応時間はコールセンターと同様となります。）
50	医療資材が充足している場合も、週次調査の入力は必要ですか。	医療資材が充足している場合も、週次調査の入力をお願いします。
51	日次調査・週次調査のフォーマットはありますか。	厚生労働省G-MISのホームページ （ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html ）→中段辺り「G-MISに関するマニュアルなど」の（参考資料）「病院におけるG-MIS報告項目」「診療・検査医療機関におけるG-MIS報告項目」をご使用ください。

FAQ一覧（2022/2/14時点）

#	タイトル	詳細
52	医療資材が必要な場合はどのようにすればよいですか？	医療機関で資材等の確保ができない緊急の場合には「緊急配布要請」から申請が可能です（サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋に限る）。申請後は都道府県から確認の連絡があります。詳細は「緊急配布要請操作マニュアル」をご確認ください。 なお緊急配布要請は、医療資材の現在の在庫の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間であること、直近の「週次調査」にご回答いただくことが要件となっております。
53	週次調査に回答すると医療資材が配布されますか。	週次調査に回答しても医療資材は配布されません。緊急で医療資材が必要な場合は「緊急配布要請」から申請することが可能です（サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋に限る）。
54	ログアウト、サインアウトする方法を教えてください。	画面右上にある担当者名をクリックしていただくとログアウトが可能となります。
55	担当者、メールアドレスの変更方法を教えてください。	ホーム画面の「ユーザー基礎情報登録」から変更いただけます。
56	新設の日次報告項目（新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる医師の総数）（うち濃厚接触者数）（新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる看護職員の総数）（うち濃厚接触者数）について「新型コロナウイルス感染症に関連」とは何か。	新型コロナウイルス感染症に関連しているとは（入力要領にも記載しておりますが）、 ・本人が感染している又は症状がある場合や、 ・本人が濃厚接触者（保健所や職場の判断だけでなく自己判断も含む）である場合、 ・新型コロナウイルス感染症に関連した小学校等の休校等により家族の世話が必要になった場合、 ・家族が新型コロナウイルス感染症の感染者や疑い患者又は濃厚接触者となり世話が必要になった場合などを想定しています。 また、貴院において、上記に限らず「新型コロナウイルス感染症に関連している」と判断されれば、報告に含めて頂いて構いません。
57	（Q56続き） 院内で既に把握している休んでいる医師・看護職員の数値と入力要領の定義が一部異なるが、新たに集計しなければならないのか	貴院で把握されている数値が、実績日に新型コロナウイルス感染症に関連して休んでいる人数として整合性があるのであれば、貴院で把握している数値を報告頂いて構いません。例えば、入力要領の定義は実績日23:59までの24時間に把握された休んでいる者の人数ですが、実績日の別の時点で把握している休んでいる者の人数のように、一部の定義が異なっている数値でも報告して頂いて構いません。この他にも、必ずしも厚生労働省の定義では把握していない等の場合もあると思いますが、具体的には各医療機関においてご判断いただいて構いません。
58	（Q56続き） 濃厚接触者として休んでいる者について、症状がないことを毎日確認しなくてはいけないのか。	一般的には、「濃厚接触者」に発熱等の症状が出現した場合には、「新型コロナウイルス感染症の疑い患者」となり「濃厚接触者」には含まれないこととなりますが、本報告においては、「濃厚接触者」の毎日の体調確認を求めているわけではなく、貴医療機関において当該濃厚接触者に発熱等の症状があることを覚知した場合に「濃厚接触者」から把握した有症状者を除いて報告していただくことで構いません。
59	（Q56続き） （うち濃厚接触者）が不明の場合は空欄でよいか。	可能な限り把握して入力頂きたいですが、（うち濃厚接触者）が不明の場合は、やむを得ず空欄になることもあり得ます。
60	（Q56続き） 休んでいる医師・看護師がいない場合は空欄か	「0」と入力してください。
61	（Q56続き） 別の理由で休んでいる医師・看護師が、休んでいる間に感染者・濃厚接触者となった場合は報告に含めるのか	当該医師・看護師が別の理由で休んでいる場合は、報告には含みません。また、当該者が新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者となった場合においても、別の理由で休むことを予定している期間であれば報告の対象になりません。新型コロナウイルス感染症に関連して休みの期間が予定より延長すれば、その予定外の部分については報告項目の人数に含みます。
62	（Q56続き） 当院では土日は休んでいる職員を把握していないが、報告が必要か	可能な限り、休日であっても入力をお願い致します。
63	（Q56続き） 看護職員に看護補助者は含むか	看護職員は看護師、准看護師、保健師、助産師としており、看護補助者（補助看護師）は含みません。（入力要領どおり）
64	（Q56続き） 医師に歯科医師は含むか	医師に歯科医師は含みません。（入力要領どおり）
65	（Q56続き） 医師及び看護職員に臨床に従事していない職員（教育・研究に従事）は含むか	教育・研究の従事の有無にかかわらず、診療業務に従事しているのであれば含みます。
66	（Q56続き） 医師及び看護職員に外国の医師免許等を取得し勤務している職員は含むか	日本の医師免許等の取得の有無にかかわらず、診療業務に従事しているのであれば含みます。